

各務原市ごみ処理基本計画

令和 8（2026）年 3 月

各務原市

各務原市ごみ処理基本計画

目次

第1章	計画の位置づけ	1
1	計画見直しの趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象範囲	15
4	計画で扱う廃棄物の範囲	16
5	計画の期間	16
第2章	地域の特性	17
1	位置及び地勢	17
2	気象	18
3	人口動態・分布	19
4	市街地・集落等の動向	21
5	産業の動向	22
6	土地利用状況	27
第3章	ごみ処理の現状と課題	28
1	ごみ処理事業概要	28
2	分別区分と処理フロー	29
3	ごみ処理体制	32
4	ごみ処理実績	34
第4章	ごみ処理基本計画	39
1	基本理念	39
2	基本方針及び具体的施策	40
3	ごみ処理の目標値	45
4	ごみ排出量・処理量の見込み	45
5	収集・運搬計画	47
6	中間処理計画	51
7	最終処分体制	51
8	その他ごみの処理に関し必要な事項	52

第5章	食品ロスの現状と課題	53
1	食品ロスの現状	53
2	本市における食品ロス発生量の推計	54
3	食品ロス削減に関する課題の整理	54
第6章	食品ロス削減推進計画	55
1	食品ロス削減推進計画の理念	55
2	食品ロス削減推進計画の基本方針	55
3	将来の食品ロス発生量の見込みと計画の目標	56
4	各主体に求められる役割と取り組み	57
5	食品ロス削減推進計画の推進に向けて	60
第7章	計画の推進	61
1	脱炭素社会・循環共生型社会の実現とSDGsの目標達成	61
2	計画の推進と公表	61

第1章 計画の位置づけ

1 計画見直しの趣旨

各務原市（以下、「本市」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、令和3（2021）年3月に、令和3（2021）年度から令和17（2035）年度までを計画期間とする「各務原市ごみ処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、主にごみの分別・リサイクルの観点から、ごみの減量化を図ってきました。

今回、本計画の策定から5年が経過し、中間目標年にあたることから、ごみ処理基本計画について、各種法改正や新たに策定された法律、清掃・リサイクル事業を取り巻く様々な情勢の変化等を踏まえて見直しを行い、併せて、食品ロス削減推進計画を策定して本計画に盛り込むことを目的として、本計画を改定します。

2 計画の位置づけ

(1) 廃棄物処理関連法令及び関連計画等

本計画、並びに関連法令及び計画との位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めるものであり、国及び県の計画並びに本市の総合計画や環境基本計画等の関連計画と連携・整合を図ります。

本計画の改定は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成 28 年 9 月）」を踏まえて行い、併せて、食品ロスの削減に関する法律第 13 条に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」を盛り込みます。

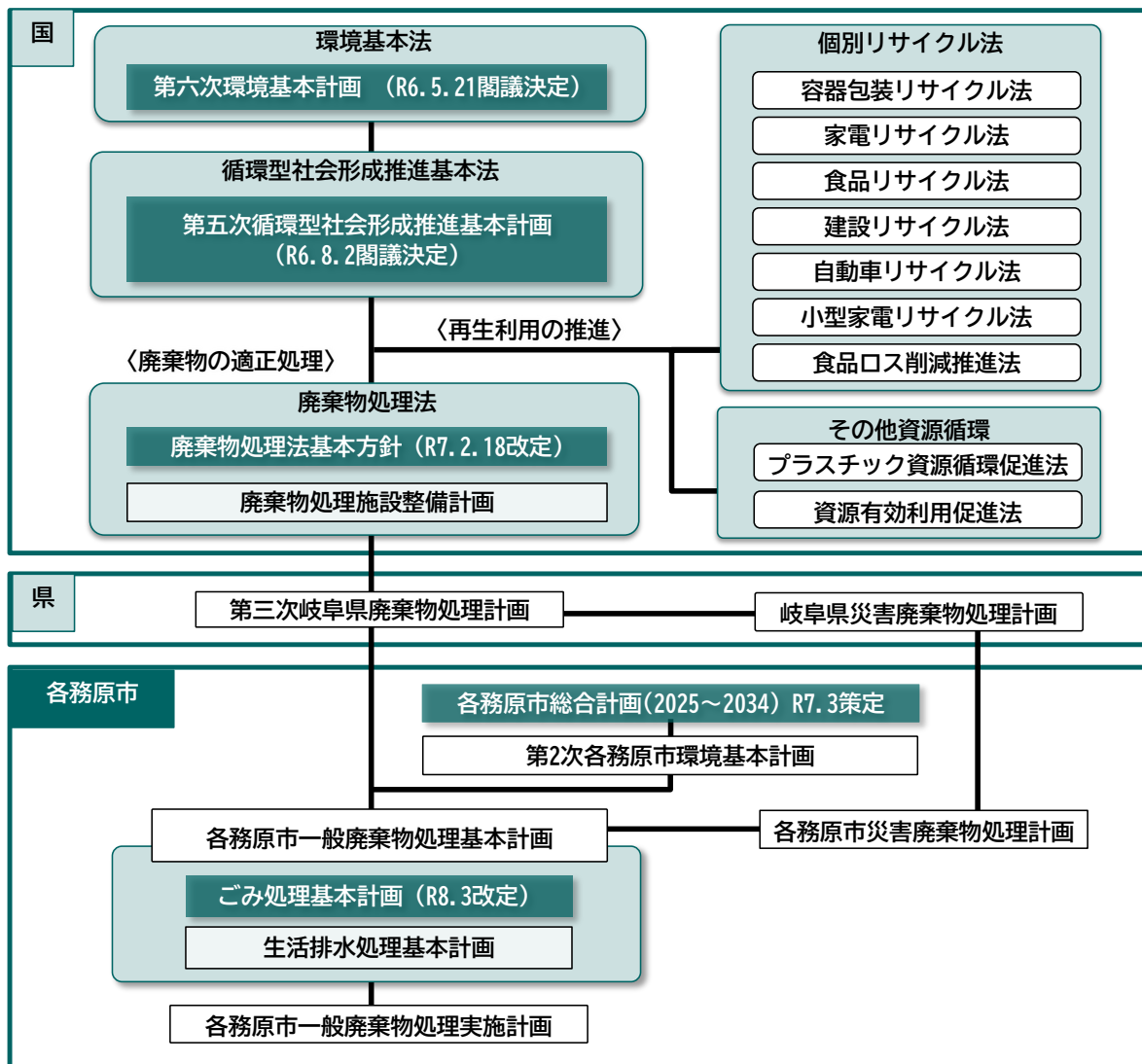


図 1-1 計画の位置づけ

(2) 国際的な関連計画

ア SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年の国連サミットで採択された国際的な目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念とし、2030年までに持続可能な社会を実現するために、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

本計画に関連するSDGsのゴール及びターゲットは図1-2に示すとおりです。

特に、「ゴール12 つくる責任 つかう責任」は、持続可能な消費と生産のパターンを確保することを目指しており、特に、ターゲット12.3では「食料廃棄の半減」、ターゲット12.5では「廃棄物の発生削減」が示されています。

ゴール	ターゲット	
	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

図1-2 本計画に関連するSDGsのゴール及びターゲット

イ パリ協定

持続可能な社会の構築に向けて最大の障壁は気候変動問題です。

平成 27 (2015) 年の国連気候変動枠組条約の締約国会議 (通称 COP) で合意された「パリ協定」の概要は図 1-3 に示すとおりです。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ 1.5°C に抑えることを目標としています。

日本は、この目標達成のため、令和 12 (2030) 年度までに温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46%削減することを目指しており、さらに 50%削減の高みを目指すことを表明しています。

この目標に向けて、令和 3 (2021) 年 10 月には、地球温暖化対策計画や気候変動適応計画が改定され、カーボンニュートラル[※]を目指すための様々な取り組みが進められており、廃棄物分野でも脱炭素に向けた取り組みが求められています。

パリ協定の概要	
目的	世界共通の長期目標として、 <u>産業革命前からの平均気温の上昇を2°Cより十分下方に保持</u> 。1.5°Cに抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <u>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成</u> できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って <u>急激に削減</u> 。
各国の目標	各国は、約束 (削減目標) を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 <u>削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す</u> 。
長期戦略	<u>全ての国が長期の低排出開発戦略を策定・提出</u> するよう努めるべき。(COP決定で、2020年までの提出を招請)
グローバル・ストックテイク (世界全体での棚卸し)	<u>5年毎に全体進捗を評価</u> するため、 <u>協定の実施を定期的に確認</u> する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

図 1-3 パリ協定の概要

※ カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を実質的にゼロにすることです。具体的には、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理による吸収量を差し引いて、合計をゼロにすることを目指します。

(3) 国の関連計画

ア 第六次環境基本計画

第六次環境基本計画は、第一次計画からちょうど30年の節目に策定された環境基本計画です。この計画の基本的考え方・構成は図1-4に示すとおりです。

「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング[※]／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた、という点が大きな特徴です。

現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

廃棄物処理においても、循環経済を理解し、焼却や埋立に依存せず、再生材の質・量の向上を図る必要があります。

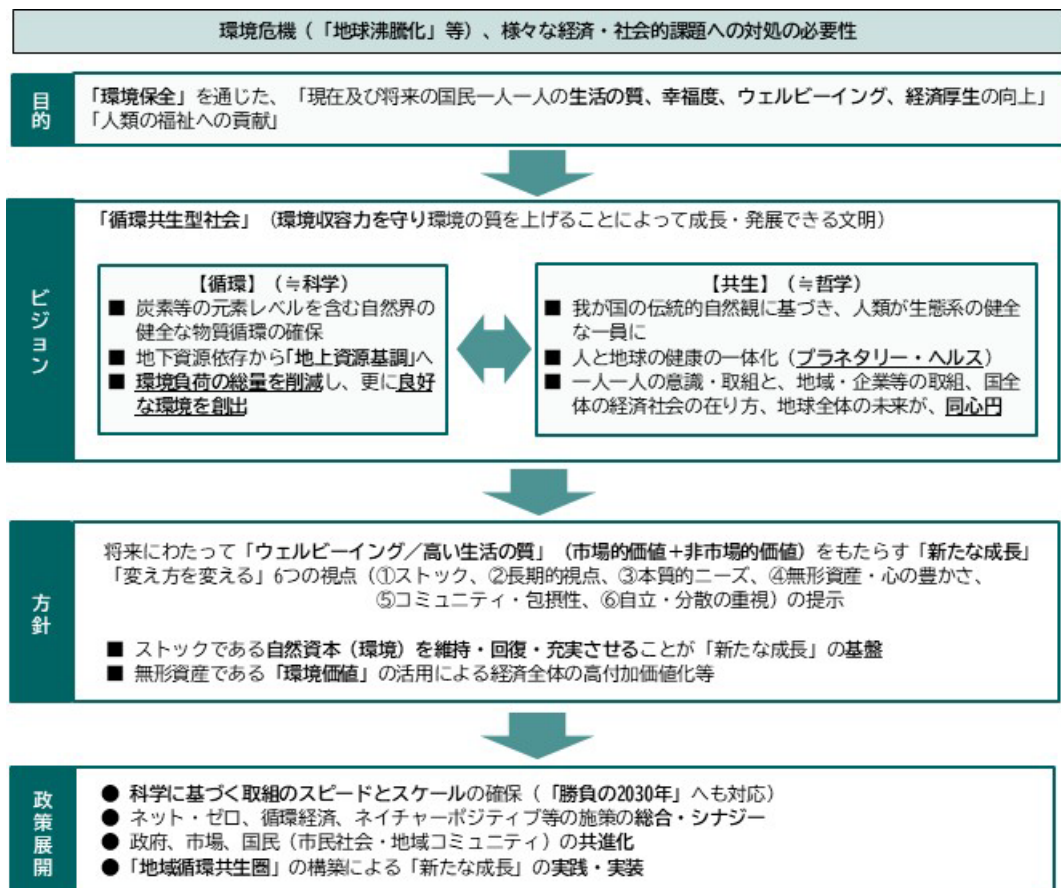


図1-4 第六次環境基本計画の基本的考え方・構成

※ ウェルビーイングとは、心身ともに健康で、社会的に満たされた状態のことです。幸福と訳されることもあり、WHO憲章で注目されました。創造性や仕事のパフォーマンス向上に繋がり、組織への良い影響も期待できるため、企業の人事戦略においても重視されています。

イ 第五次循環型社会形成推進基本計画

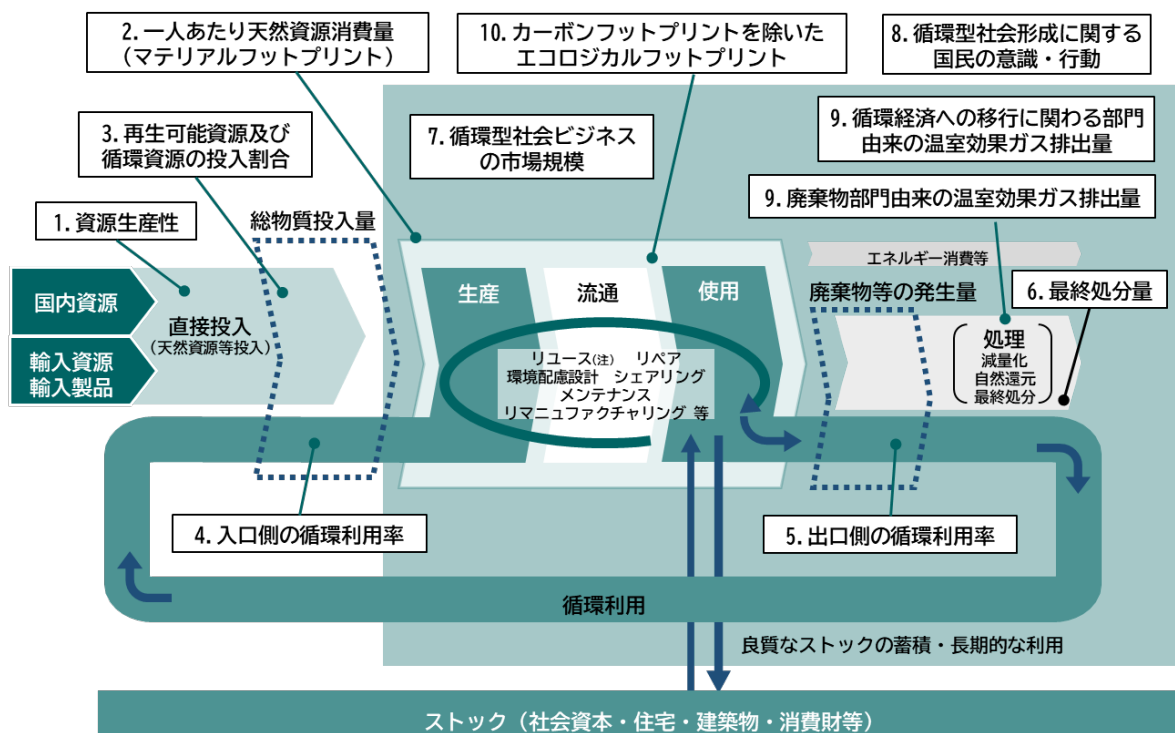
第五次循環型社会形成推進基本計画とは、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、この計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、5つの重点分野及び図1-5に示す循環型社会に関する全体像の指標(概要)を掲げています。

【第五次循環型社会形成推進基本計画の5つの重点分野】

- ① 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進



※ 投入された物質のうち、輸入(製品等)、消費(食料・エネルギー)されるものもあるが、単純化のためこの図では省略している
(注)統計上、一部は循環利用としてカウントされている。

図1-5 循環型社会に関する全体像の指標(概要)

ウ 廃棄物処理法基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められています。

令和6（2024）年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、表1-1に示すとおり目標値が改定されています。

表1-1 廃棄物処理法基本方針の目標値

指標	目標値（目標年度）
①一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減（令和12年度） ※40百万トン（令和4年度）→約37百万トン（令和12年度）
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム（令和12年度） ※令和4年度は496グラム
③一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%（令和12年度） ※令和4年度は約20%
④一人一日当たりごみ焼却量*	約580グラム（令和12年度） ※令和4年度は679グラム
⑤一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減（令和12年度） ※3.4百万トン（令和4年度）→約3.2百万トン（令和12年度）
⑥産業廃棄物の排出量	令和4年度比約1%増加に抑制（令和12年度） ※370百万トン（令和4年度）→約374百万トン（令和12年度）
⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%（令和12年度） ※令和4年度は約37%
⑧産業廃棄物の最終処分量	令和4年度比約10%削減（令和12年度） ※8.7百万トン（令和4年度）→約7.8百万トン（令和12年度）
⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%（令和9年度） ※令和2年度は約41%
⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数	22.4年分を維持（令和12年度） ※令和4年度は23.4年分
⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数	17年分を維持（令和12年度） ※令和4年度は20.8年分

※一人一日当たりごみ焼却量とは、国民1人が1日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量。本指標の減少は、国民・事業者のごみの発生抑制の取り組みに加え、自治体などのごみの焼却処理から循環利用への転換に向けた取り組みの進展を表します。

エ 食品ロスの削減の推進

地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画は、国の削減目標や実施する基本的施策と調和する形で検討されることが望まれています。

計画の策定に当たっては、食品ロス削減推進法のほか、この法律に基づき策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月25日閣議決定）が示されており、各主体が連携し、削減に取り組むための指針となっています。

食品ロスの削減目標は、2000年度を基準とし、2030年度までに家庭系食品ロスを50%、事業系食品ロスを60%削減することを目指します。また、食品ロス問題を認知し、自ら削減に取り組む消費者の割合を80%以上に引き上げることを目標としています。

これらを達成するための具体的な施策は、表1-2に示すとおりです。

表1-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的施策

施策	内容
教育及び学習の振興、普及啓発等	国民が、それぞれの立場で食品ロスの削減に自発的に取り組んでいけるよう、その重要性についての理解と関心の増進等のための教育や普及啓発の施策を、食育に関する取り組みと連携しながら推進する。
食品関連事業者等の取り組みに対する支援	食品ロス削減のための取り組み事例の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取り組みを推進する。
表彰	食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行う。
実態調査及び調査・研究の推進	食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう調査及び研究を推進する。
情報の収集及び提供	食品ロスの削減について、先進的な取り組みに関する情報その他の情報を収集し、提供する。
未利用食品を提供するための活動の支援等	フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取り組みであり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進する。

オ プラスチック資源循環戦略

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装に利用されており現代社会に不可欠な素材です。

その一方で、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっています。

これを受けて、わが国では、これら課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、「プラスチック資源循環戦略」を令和元（2019）年5月に策定し、「3R+Renewable」の基本原則と、表1-3に示すマイルストーンを掲げています。

表1-3 プラスチック資源循環戦略のマイルストーン

項目	マイルストーン
リデュース	①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
リユース・リサイクル	②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③2030年までに容器包装の60%をリユース・リサイクル ④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用
再生利用・バイオマスプラスチック	⑤2030年までに再生利用を倍増 ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

カ プラスチック資源循環促進法

国内外のプラスチック廃棄物をめぐる環境変化に対応するため、国は令和3（2021）年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。

法律の概要は表1-4に示すとおりです。

この法律は、製品の設計から廃棄物の処理に至るまで、プラスチックの資源循環（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるものであり、プラスチック使用製品の使用合理化、廃棄物の再商品化や再資源化を進め、生活環境の保全と国民経済の発展に寄与することにあります。

各関係主体の役割は表1-5に示すとおりです。

プラスチック資源循環の実現には、全ての関係主体が役割分担に基づき、相互に連携・参画し、資源循環を一体的に進めることが重要です。

表 1-4 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者
設計・製造	プラスチック使用製品 設計指針	プラスチック 使用製品	プラスチック使用 製品製造事業者等
販売・提供	特定プラスチック 使用製品の使用の合理化	特定プラスチック 使用製品 (12 品目)	特定プラスチック 使用製品提供事業 者 (小売・サービ ス事業者等)
排出 ・ 回収 ・ リサイクル	市区町村による 分別収集・再商品化	プラスチック 使用製品廃棄物	市区町村
	製造・販売事業者等によ る自主回収・再資源化	自らが製造・販売・ 提供したプラスチッ ク使用製品	プラスチック使用 製品の製造・販売 事業者等
	排出事業者による 排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製 品産業廃棄物等	排出事業者

表 1-5 各関係主体の役割

関係主体	取り組み
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること ・プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取り組みを選択し、当該取り組みを行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ・自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること ・排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること ・プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること ・認定プラスチック使用製品を使用すること
国	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資金の確保等の措置を講ずること ・情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ずること ・教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずること
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること

(4) 県の関連計画

ア 第三次岐阜県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）

岐阜県では、廃棄物の減量化と適正処理を推進するための基本方針として「岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画の概要は図1-6に示すとおりです。資源循環型社会の形成に向け、「適正処理」「環境保全」「災害等への備え」を施策の柱としています。

また、目標値は表1-6に示すとおりです。特に、プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標として、1人1日あたりの生活系ごみ排出量は595g/人・日、事業者あたりのごみ削減率（2018年度比）は10%を目指しています。

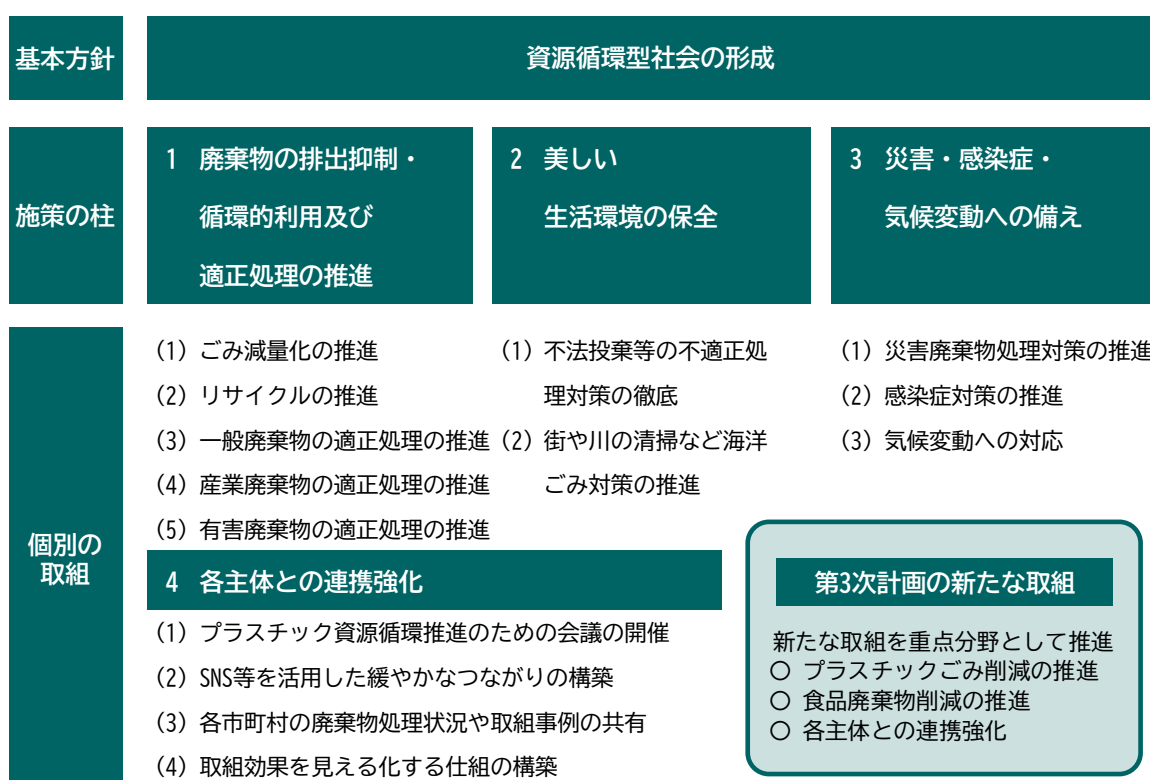


図1-6 第三次岐阜県廃棄物処理計画の概要

表1-6 岐阜県廃棄物処理計画の目標値

指標	令和7（2025）年	令和12（2030）年
基本的な目標		
排出量	608千トン	548千トン
再生利用率（量）	28%（170千トン）	29%（159千トン）
中間処理による減量	396千トン	352千トン
最終処分量	42千トン	37千トン
プラスチックごみと食品廃棄物に関連する目標		
1人1日あたり生活系ごみ排出量	629g/人・日	595g/人・日
事業者あたりのごみ削減率（2018年度比）	5%	10%

イ 岐阜県食品ロス削減推進計画（令和 4（2022）年 3 月）

岐阜県では、食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、「岐阜県食品ロス削減推進計画」を策定しています。

この計画の概要は図 1-7 に示すとおりです。「清流の国ぎふ」を未来へつなぐことを理念に、令和 12（2030）年度までに食品ロス発生量を半減させるという高い目標を掲げています。

また、推進事項として、「発生抑制」「未利用食品の有効活用（フードバンク等）」「推進体制の整備」の 3 つを柱としており、行政・事業者・消費者が一丸となった「オール岐阜」による取り組みを展開しています。

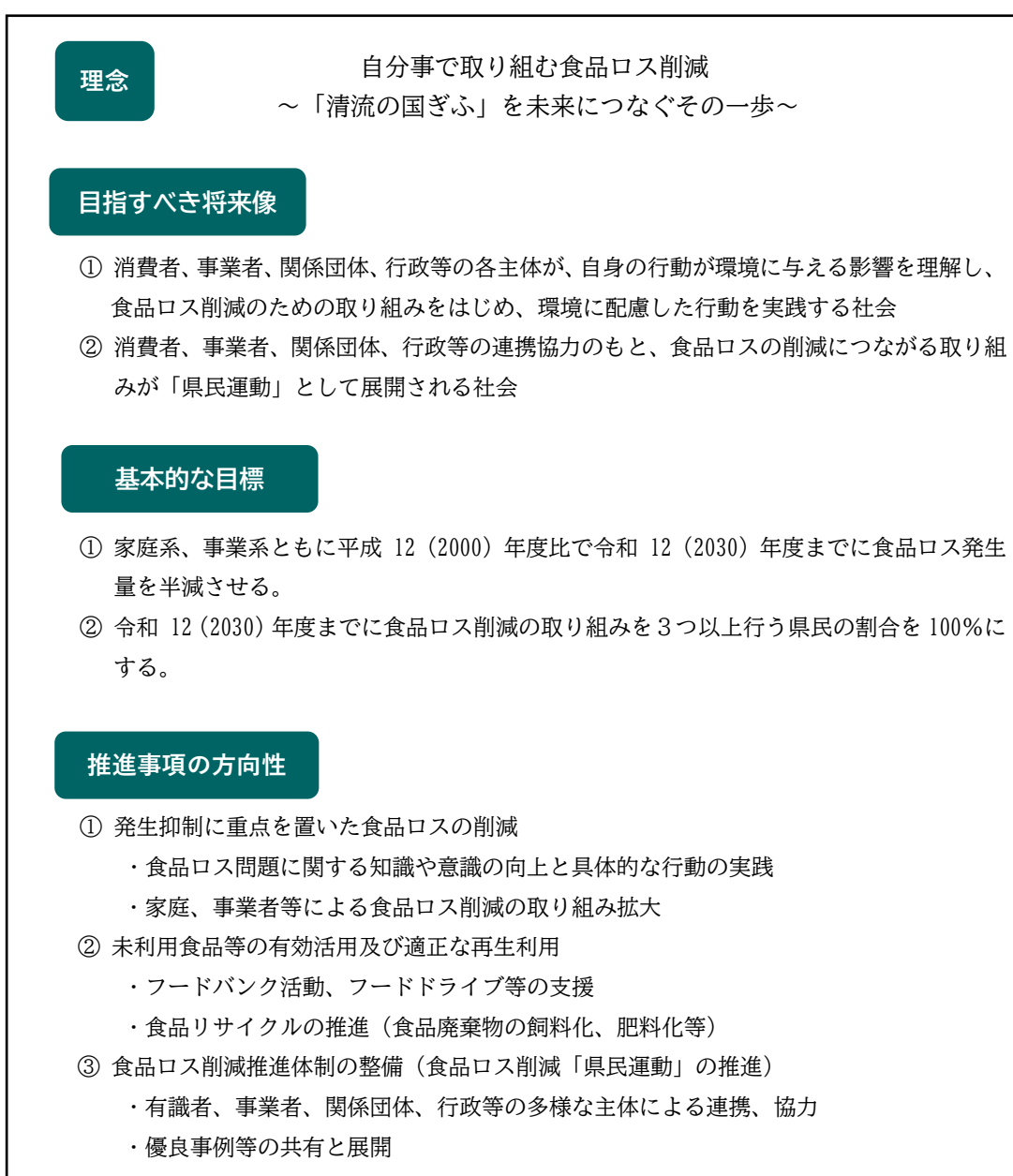


図 1-7 岐阜県食品ロス削減推進計画の概要

(5) 本市の関連計画

ア 各務原市総合計画

総合計画は、本市をどのようなまちにしていくのか（将来めざすまちの姿）、そのためにどのようなことを実施していくのかを総合的、体系的にまとめたまちづくりの基本となる計画で、市政の指針となる重要な市の最上位計画です。

計画期間は令和7（2025）年度～令和16（2034）年度までの10年間とし、将来都市像、基本理念及び基本目標は図1-8に示すとおりです。

循環型社会に関して、基本目標「4 みんなで守る自然豊かで美しいまち」を掲げ、環境負荷の少ない循環型社会の実現、並びに、ごみの適正で効率的な処理の継続、及び快適な市民生活の維持を目指しています。

また、循環型社会に関する施策の取り組み方針は表1-7に、達成指標は表1-8に示すとおりです。

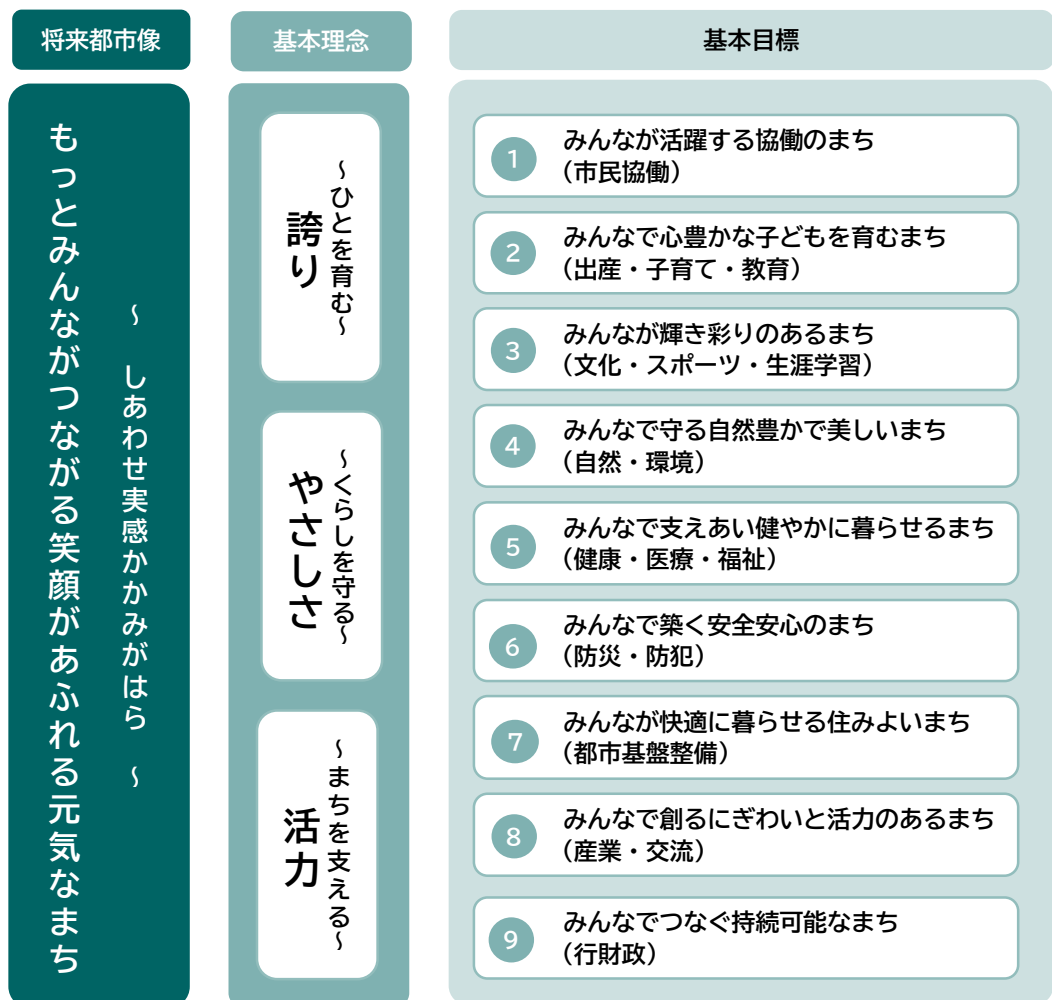


図1-8 将来都市像、基本理念及び基本目標

表 1-7 循環型社会に関する取り組み方針

取り組み方針	内容
①循環型社会の形成	<p>○3R（リデュース・リユース・リサイクル）・ごみの減量化のさらなる普及啓発を図り、「ごみを出さない」循環のまちづくりに努めます。</p> <p>○市民や地域と協働し、古紙回収、緑ごみの再資源化、食品ロスの削減など、資源の有効利用を図ります。</p> <p>○プラスチック資源のリサイクルについて、最適な方法を検討し、その方針に沿って対応します。</p>
②廃棄物の適正処理	<p>○適正かつ効率的に廃棄物を処理（収集・運搬・中間処理・最終処分）するとともに、市民や事業所のごみ出しルールの周知・徹底を図ります。</p> <p>○北清掃センターの安定的な操業のため、計画的な維持管理や改修を行います。</p>

表 1-8 循環型社会に関する達成指標

指標	種別	基準値	前期目標 令和 11（2029）	取り組み 方針
3R 取り組んでいる市民の割合	主観的指標	76.8% 令和 7（2025）	UP	①
ごみを確実に分別し、排出している市民の割合	主観的指標	95.8% 令和 5（2023）	UP	②
一人一日当たりのごみ焼却量	客観的指標	710 g 令和 4（2022）	693 g 以下	①
違反ごみ処理件数（年間）	客観的指標	620 件 令和 4（2022）	620 件以下	②

イ 第二次各務原市環境基本計画

各務原市の環境基本計画は、将来にわたり住みよい環境を形成するため、市民・事業者・行政が連携し、一体となって環境づくりに取り組むための計画です。

第一次計画を引き継ぐ第二次計画は、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間を期間としています。

基本理念は「みんなで未来につなげる美しい各務原」とし、この理念に基づき、環境意識の向上や循環型社会の形成などの様々な課題に対応するため、表 1-9 に示す基本方針と行動目標、および表 1-10 に示す総合的な達成指標を設定しています。

表 1-9 環境基本計画における基本方針及び行動目標

基本方針	行動目標
方針 A 環境を考え行動する 人づくり	A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう
	A2 大人が環境について学べる機会をつくろう
	A3 環境に対する意識を高め、行動を移そう
	A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう
方針 B 資源を大切に暮らす まちづくり	B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）
	B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）
	B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）
	B4 適切にごみを排出しよう
方針 C 自然と共生するまち づくり	C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう
	C2 地球温暖化防止を推進しよう
	C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

表 1-10 総合的な達成指標

方針	指標	現状 H28（2016）	目標 R9（2027）
方針 A	環境教室などへの参加者数（年間）	2,965 人	3,300 人
方針 B	リサイクル率（年間）	28.4%	30.0%
	北清掃センターで焼却されるごみの量	39,780 t	37,790 t
方針 C	污水衛生処理率	89.1%	96.0%

3 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、本市全域とします。

4 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-9 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

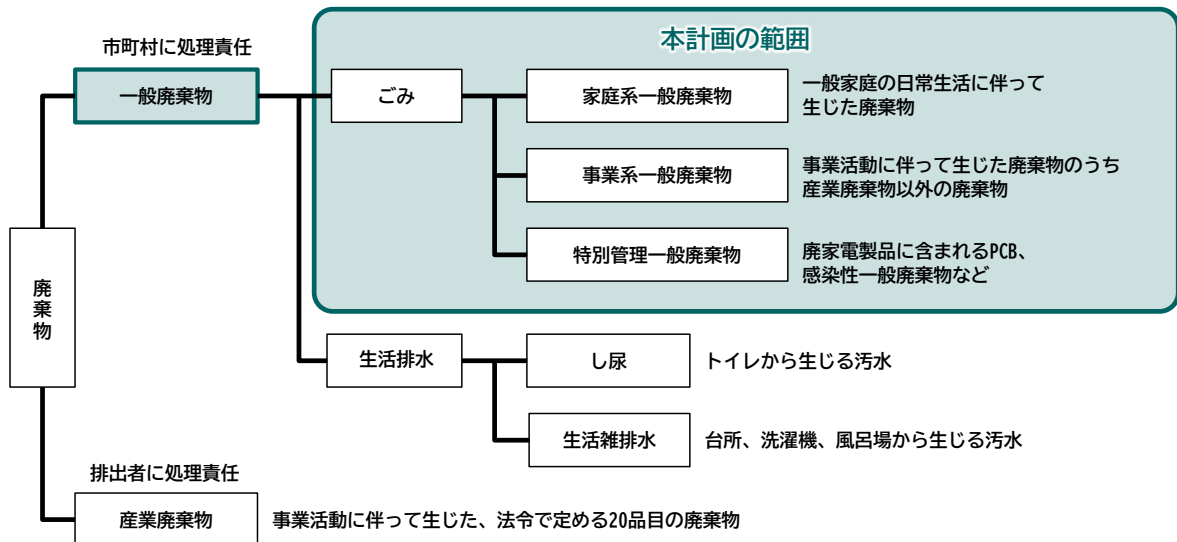


図 1-9 廃棄物の種類と計画の範囲

5 計画の期間

本計画の期間は図 1-10 に示すとおりです。令和 3（2021）年度を計画初年度とし、令和 17（2035）年度を目標年度とする 15 年間の計画期間を設定しています。

ごみ処理基本計画について、令和 7（2025）年度は策定から 5 年が経過し、中間目標年にあたることから、各種法令改正や清掃・リサイクル事業を取り巻く様々な情勢の変化等を踏まえて見直しを行うとともに、併せて、食品ロス削減推進計画を策定し、ごみ処理基本計画に盛り込みます。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
内容・計画期間	計画初年度				▲ 中間目標年度					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度
	← 計画期間（15年） →														

図 1-10 計画の期間

第2章 地域特性

1 位置及び地勢

昭和 38 年に那加町、稲羽町、鷺沼町、蘇原町が合併により、本市が誕生しました。その後、平成 16 年に羽島郡川島町と合併し、令和 5 年に市制施行 60 周年を迎えました。

本市は、図 2-1 に示すとおり岐阜県の南部、濃尾平野の北部に位置しており、南に木曾川が東西に県境となって流れています。北部と東部は、標高 200m~300m の山を境にして関市、加茂郡坂祝町、西は岐阜市、南西部は羽島郡笠松町、岐南町に隣接しています。東西約 15.5 km、南北約 10.1 km からなり、総面積は、87.81km² です。

地勢は、標高 30m~60m の各務原台地、7m~20m の台地周辺平野、200m~300m の北部および東部丘陵地からなります。地質は、各務原台地は洪積層の黒ぼく土壌、各務原台地周辺部は木曾川、長良川によって堆積された沖積層、北部および東部丘陵地は秩父古生層の砂岩、チャート層となっています。



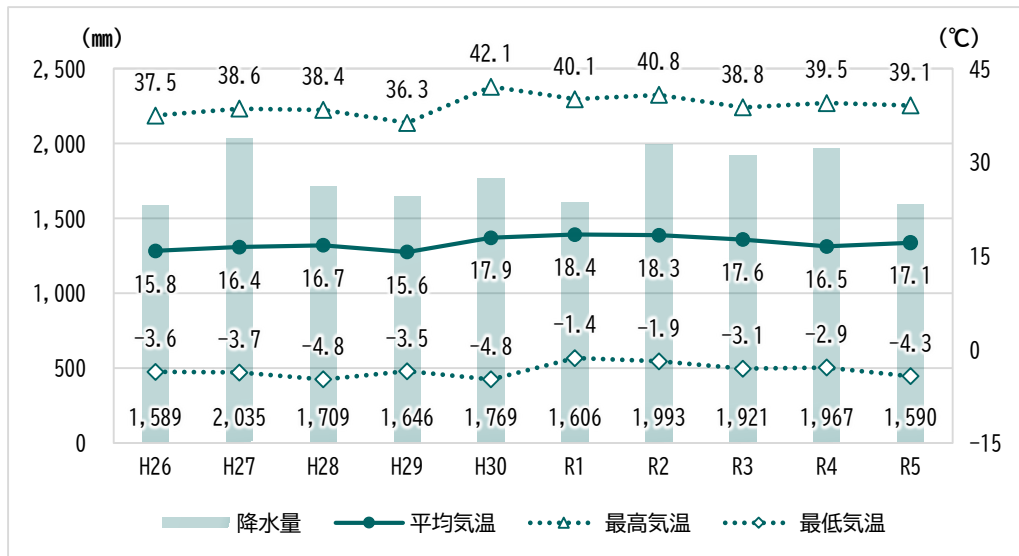
資料：県域統合型 GIS ぎふより作成

図 2-1 各務原市の位置図

2 気象

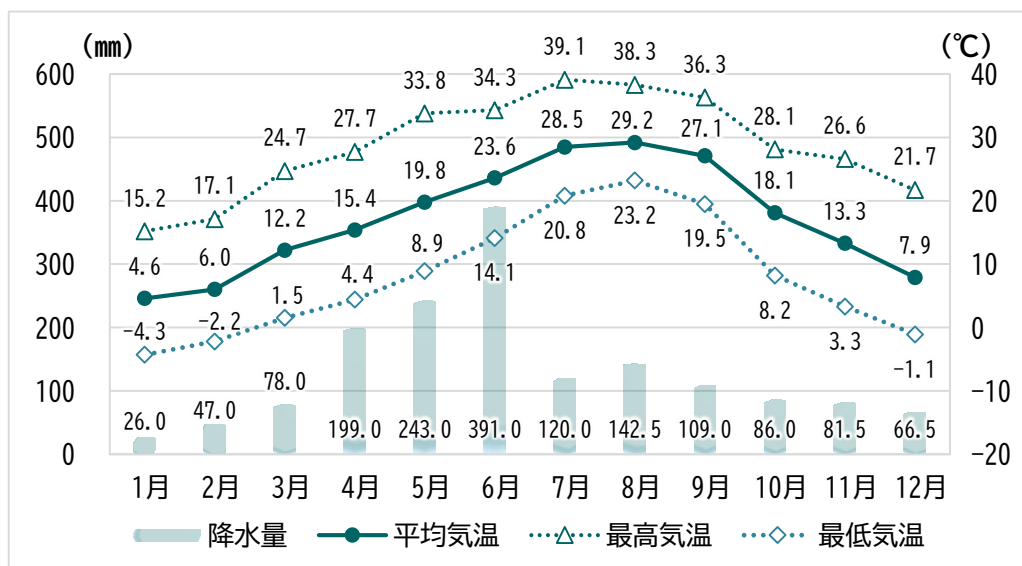
過去 10 年間の気温及び降水量の推移は、図 2-2 に示すとおりです。平成 30 年に最高気温 42.1℃を記録して以降、最高気温は 40℃付近を推移しています。年間降水量は平成 27 年に 2,035mm を記録し、概ね 1,600mm から 2,000mm の範囲で推移しています。

令和 5 年の月別気温及び降水量の推移は、図 2-3 に示すとおりです。最高気温は 7 月の 39.1℃、最低気温は 1 月の -4.3℃となっています。また、降水量は、6 月の 391.0mm が最も多く、1 月の 26.0mm が最も少なくなっています。



資料：市消防本部

図 2-2 気温と降水量の推移



資料：市消防本部

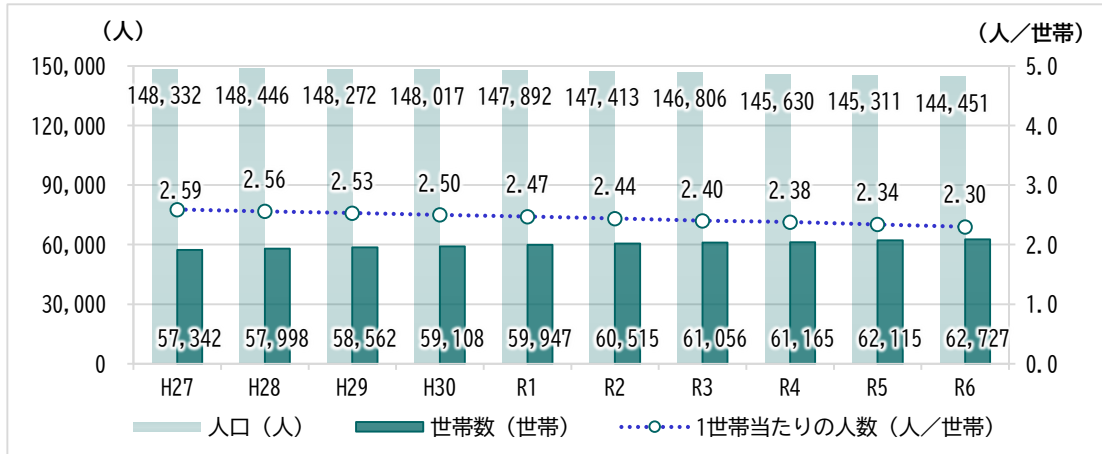
図 2-3 月別気温及び降水量の推移（令和 5 年）

3 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移は、図 2-4 に示すとおりです。人口は 10 年間で 3,881 人 (2.62%) 減少していますが、世帯数は 5,385 世帯 (9.39%) 増加しています。

そのため、1 世帯あたりの人口は年々減少しており、10 年間で 0.29 人 (11.20%) 減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。



資料：市民課

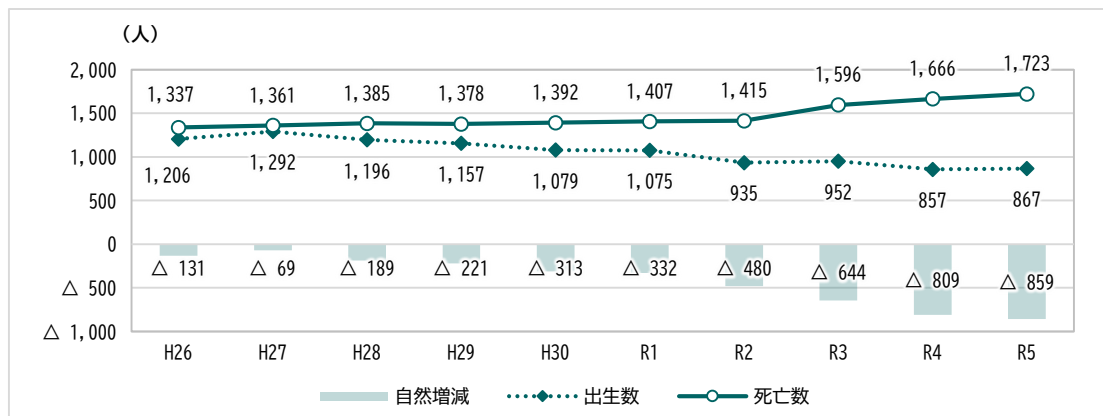
各年 4 月 1 日現在

図 2-4 人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

自然動態とは、一定期間における出生及び死亡に伴う人口の動きをいいます。自然動態の推移は図 2-5 に示すとおりであり、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

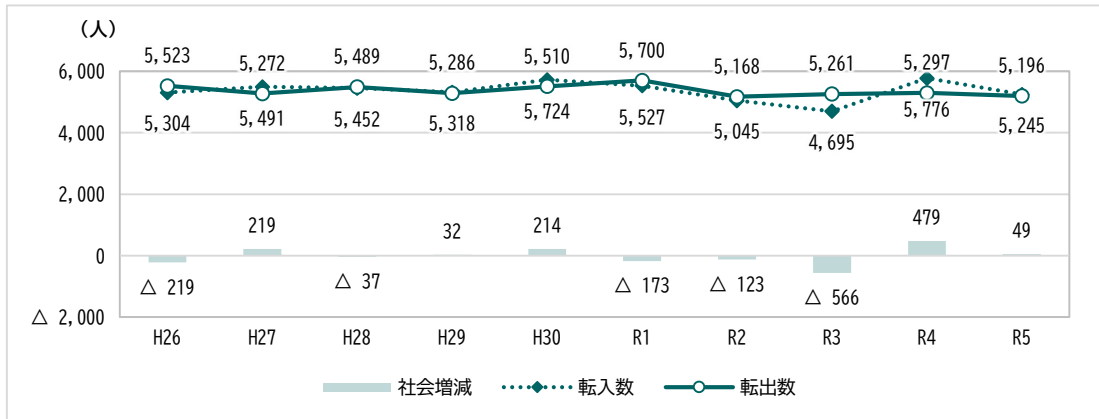
社会動態とは、一定期間における転入及び転出に伴う人口の動きをいいます。社会動態の推移は図 2-6 に示すとおりであり、転出数と転入数は横ばいに推移しています。



資料：市民課

各年度年間合計

図 2-5 自然動態の推移



資料：市民課

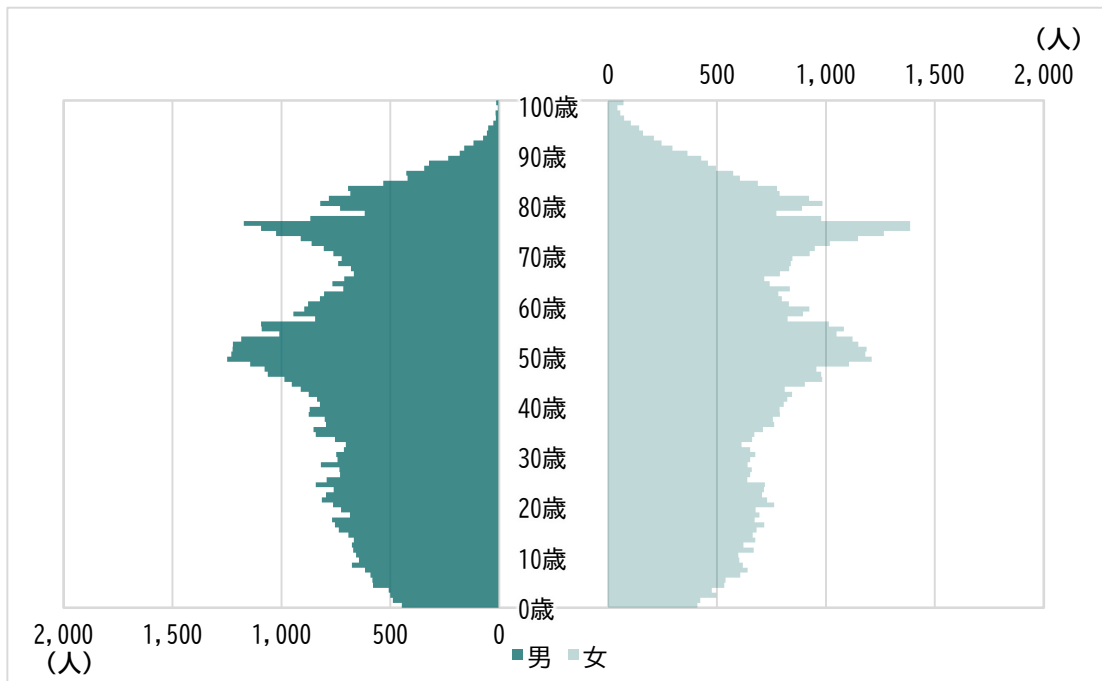
各年度年間合計

図 2-6 社会動態の推移

(3) 年齢（5歳階級）別男女別人口

年齢（5歳階級）別男女別人口（人口ピラミッド）は、図 2-7 に示すとおりです。15歳未満の人口は17,570人（12.2%）、15歳から64歳までの人口は85,306人（59.0%）、65歳以上の人口は41,575人（28.8%）となっており、50代前半及び70代前半に厚みのある人口構造となっています。

少子高齢化が進み、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が大きく増加しています。



資料：総務課

令和6年4月1日現在

図 2-7 年齢（各歳）別男女別人口（人口ピラミッド）

4 市街地・集落等の動向

各務原都市計画用途地域は表 2-1 に示すとおりです。用途地域別面積は 2,917.5ha であり、市総面積の 33.2%を占めています。

用途地域に対して、73.2%は住居地域に指定されています。

表 2-1 各務原都市計画用途地域

区分	面積 (ha)	総面積に対する 割合 (%)	用途地域に対 する割合 (%)
市総面積	8,781.0	-	-
都市計画区域面積	8,781.0	-	-
用途地域面積	2,917.5	33.2	100.0
第一種低層住居専用地域	352.3	4.0	12.1
第二種低層住居専用地域	4.6	0.1	0.2
第一種中高層住居専用地域	499.7	5.7	17.1
第二種中高層住居専用地域	98.9	1.1	3.4
第一種住居地域	945.6	10.8	32.4
第二種住居地域	158.3	1.8	5.4
準住居地域	76.7	0.9	2.6
近隣商業地域	175.4	2.0	6.0
商業地域	50.3	0.6	1.7
準工業地域	79.0	0.9	2.7
工業地域	263.7	3.0	9.0
工業専用地域	213.0	2.4	7.3

資料：都市計画課

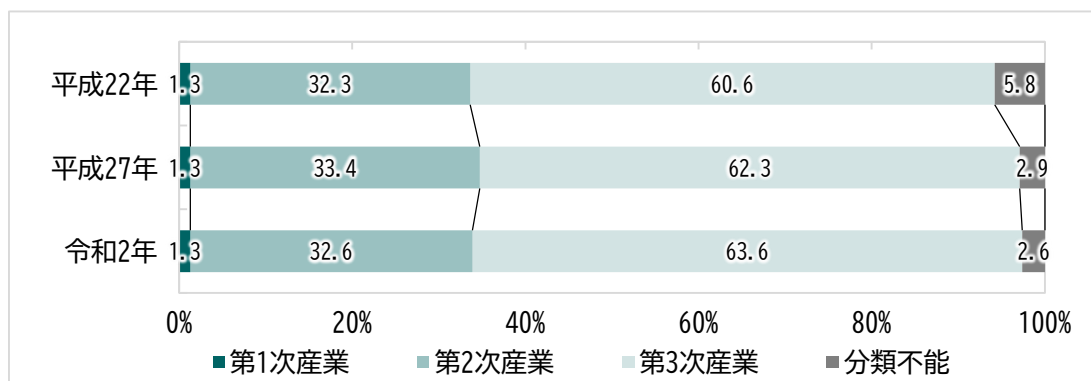
令和 6 年 5 月 21 日現在

※各値については、各値の小数点以下を四捨五入したものであるため、合計値が一部異なる場合がある。

5 産業の動向

(1) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移は、図 2-8 に示すとおりです。第 2 次産業、第 3 次産業がそのほとんどを占めており、第 3 次産業の割合が増加しています。



資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在

図 2-8 産業別就業者数の推移

(2) 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類別の事業所数及び従業者数の内訳は、表 2-2 に示すとおりです。

事業所数では、卸売業・小売業が 1,280 事業所 (23.6%) と最も多くなっており、従業者数では、製造業が 19,686 人 (32.1%) と最も多くなっています。

また、本市における鉱業、製造業の従業者数の構成比率は、全国と比べて、高くなっています。

表 2-2 産業分類別事業所数・従業者数

区分	事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比	(人)	構成比
農業，林業，漁業	17	0.3%	143	0.2%
鉱業，採石業，砂利採取業	5	0.1%	88	0.1%
建設業	493	9.1%	3,032	4.9%
製造業	816	15.1%	19,686	32.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1%	121	0.2%
情報通信業	29	0.5%	300	0.5%
運輸業，郵便業	120	2.2%	2,399	3.9%
卸売業，小売業	1,280	23.6%	11,326	18.5%
金融業，保険業	68	1.3%	644	1.0%
不動産業，物品賃貸業	202	3.7%	907	1.5%
学術研究，専門・技術サービス業	214	3.9%	1,816	3.0%
宿泊業，飲食サービス業	634	11.7%	5,110	8.3%
生活関連サービス業，娯楽業	494	9.1%	2,472	4.0%
教育，学習支援業	227	4.2%	1,619	2.6%
医療，福祉	452	8.3%	6,551	10.7%
複合サービス事業	27	0.5%	397	0.6%
サービス業（他に分類されないもの）	336	6.2%	4,739	7.7%
総数	5,420	100.0%	61,350	100.0%

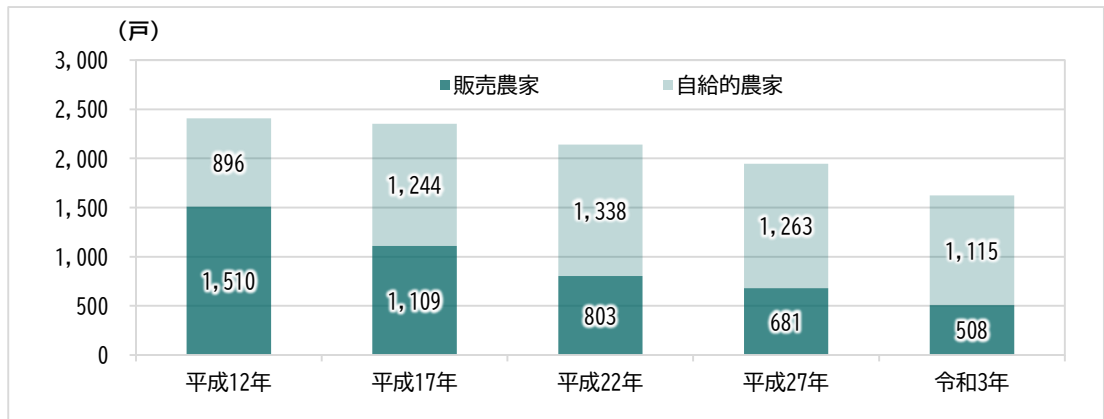
資料：経済センサスー活動調査 ※ 民営事業所のみ

令和 3 年 6 月 1 日現在

(3) 農業

農家数の推移は、図 2-9 に示すとおりです。販売農家は年々減少し、20 年間で 1,002 戸（66.4%）減少していますが、自給的農家は平成 22 年までは増加し、その後は減少しています。

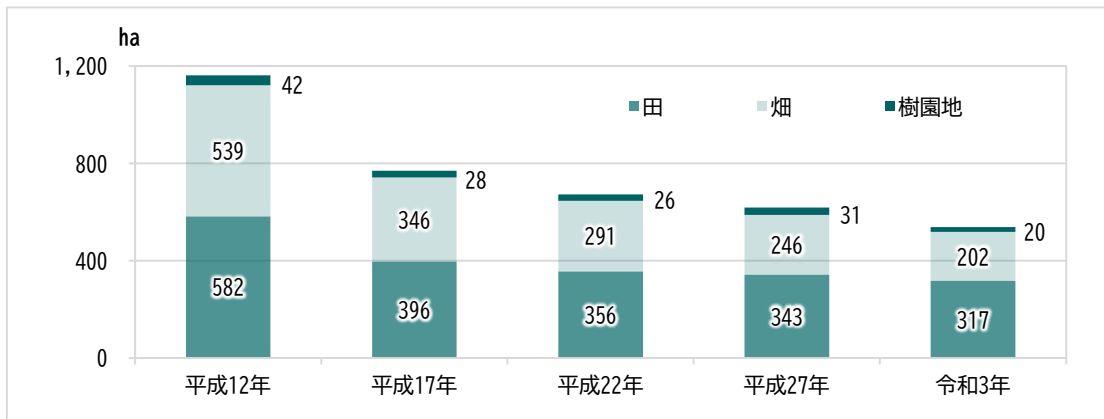
経営耕地面積の推移は、図 2-10 に示すとおりです。田、畑、樹園地のいずれも半減しています。



資料：農林業センサス

各年 2 月 1 日現在

図 2-9 農家数の推移



資料：農林業センサス

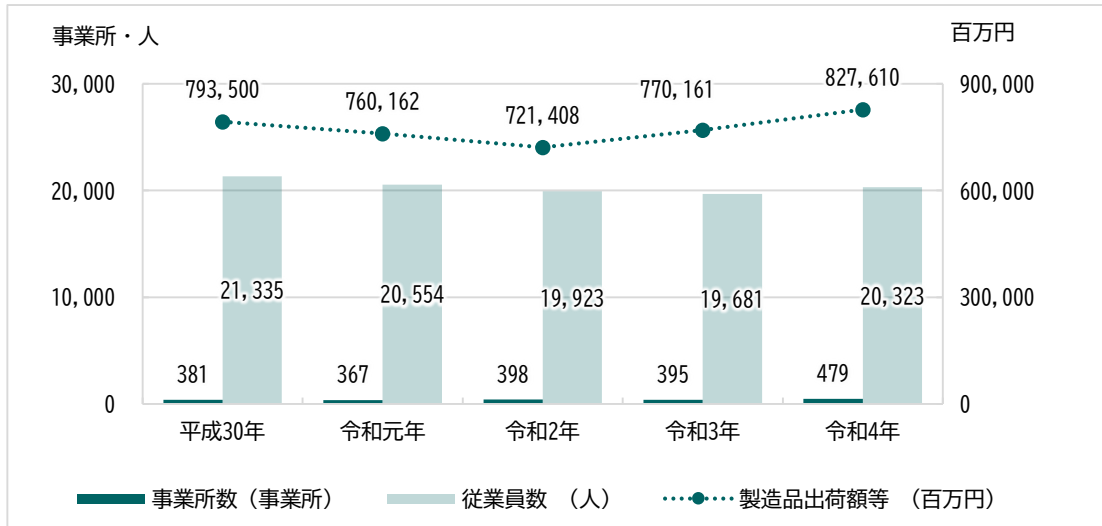
各年 2 月 1 日現在

図 2-10 経営耕地面積の推移

(4) 工業

工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は、図 2-11 に示すとおりです。本市の製造品出荷額等は令和 2 年より増加しており、岐阜県内ナンバーワンのものづくりのまちです。

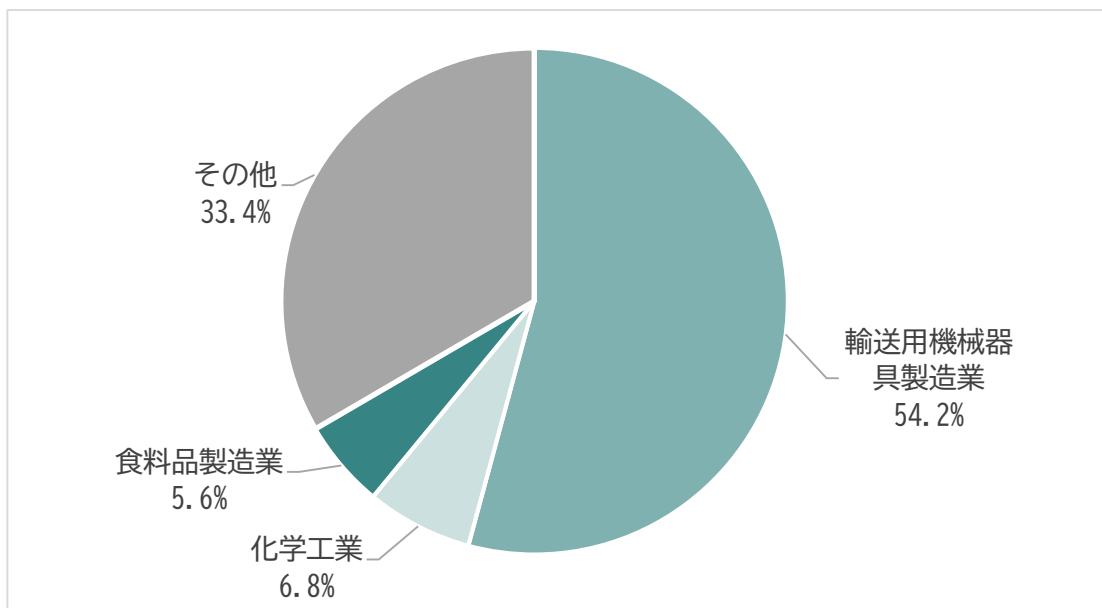
産業分類別の製造品出荷額等の割合は図 2-12 に示すとおりです。航空機産業、自動車産業等による輸送用機械関連企業が最も多く、半数以上を占めています。



※ 事業所数、従業者数は翌年 6 月 1 日現在

資料：工業統計調査（（令和 2 年：令和 3 年経済センサスー活動調査、
令和 3 年・令和 4 年：経済構造実態調査（製造業事業所調査））

図 2-11 工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移



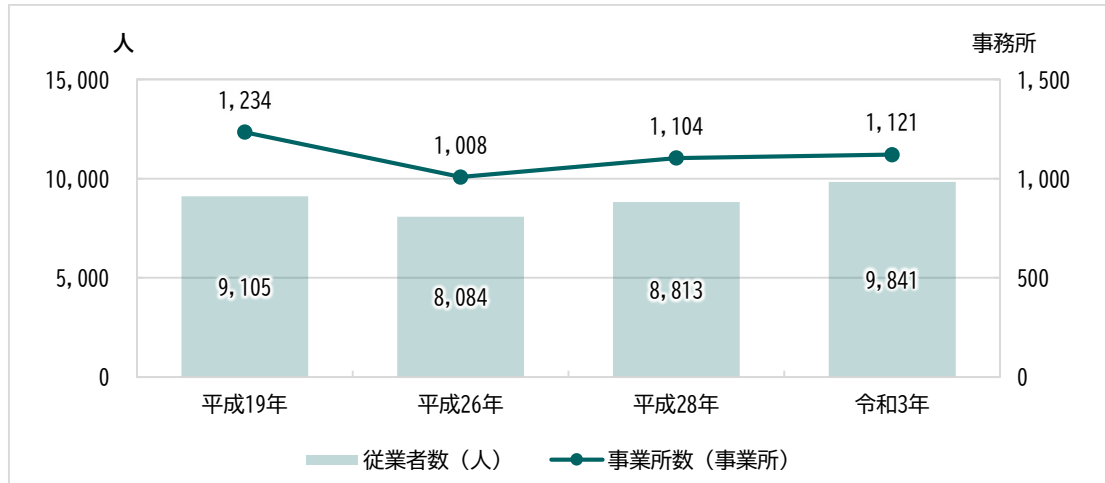
資料：令和 4 年経済構造実態調査（製造業事業所調査）

図 2-12 産業分類別製造品出荷額等の割合（令和 4 年）

(5) 商業

商業の事業所数、従業員数の推移は、図 2-13 に示すとおりです。事業所数、従業員数は減少傾向から増加に転じています。

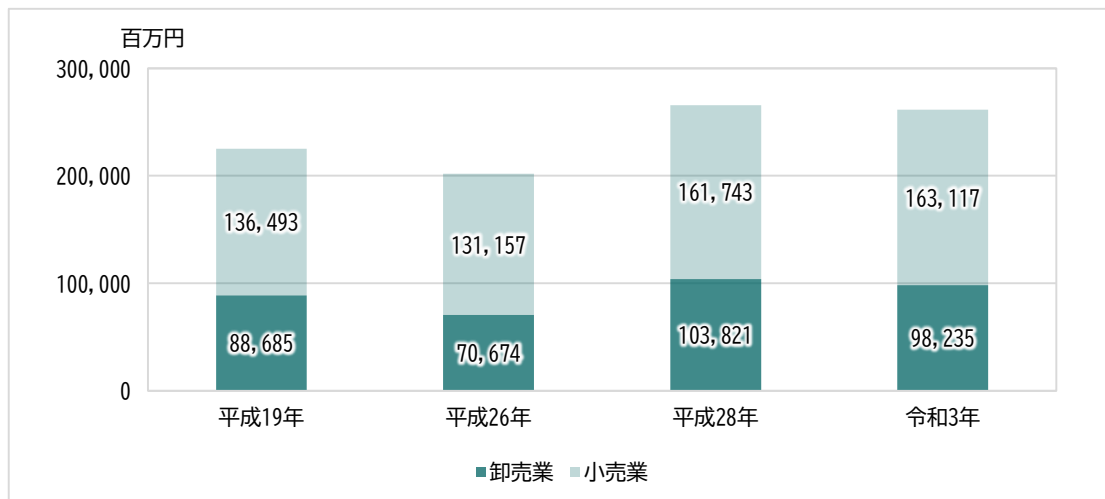
年間商品販売額の推移は、図 2-14 に示すとおりです。卸売業は減少傾向から増加に転じ、近年は横ばいに推移しています。



資料：経済センサスー活動調査（平成 19 年、平成 26 年：商業統計調査）

各年 6 月 1 日現在

図 2-13 商業の事業所数及び従業員数の推移



※平成 19 年（販売額は平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの 1 年間の販売額）

※平成 26 年（販売額は平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間の販売額）

※平成 28 年（販売額は平成 27 年 1 月から 12 月までの 1 年間の販売額）

※令和 3 年（販売額は令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間の販売額）

資料：経済センサスー活動調査（平成 19 年、平成 26 年：商業統計調査）

図 2-14 年間商品販売額の推移

(6) 観光

観光客数の推移は、表 2-3 に示すとおりです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によりイベント等は中止となり、令和 2 年から令和 3 年までの観光客数は大幅に減少しています。

表 2-3 観光客数の推移

単位：千人

区分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
観光施設	河川環境楽園	4,775	2,911	3,521	4,089	4,184
	岐阜県世界淡水魚園水族館 アクア・トトぎふ	514	280	311	452	484
	岐阜かかみがはら航空宇宙博 物館 ※平成 30 年 3 月リニューアル	309	121	124	180	207
	内藤記念くすり博物館	46	10	9	10	21
	国営木曾三川公園 かさだ広場	250	209	145	173	206
	中山道鶉沼宿 町屋館・脇本陣 ※平成 30 年 3 月まで歴史民俗 資料館	15	6	10	16	26
イベント・祭り	桜まつり (3 月下旬～4 月上旬)	290	拡大防止対策により中止 (新型コロナウイルス感染症)	32	100	211
	おがせ池 夏まつり (7 月中旬)	70		50	55	
	かわしま燦々 夏まつり (7 月下旬)	53		中止	28	
	日本ライン 夏まつり (8 月 10 日)	240		20	64	
	産業・農業祭 (11 月中旬)	30		8	20	

資料：岐阜県観光入込客数調査

6 土地利用状況

地目別土地面積の推移は、表 2-4 に示すとおりです。田、畑、池沼、山林、原野が減少し、宅地、雑種地が増加しています。

地目別土地面積の割合は、図 2-15 に示すとおりです。宅地は 26.7%と最も多くを占めており、次いで山林 12.6%、畑 8.9%、田 7.1%となっています。

表 2-4 地目別土地面積の推移

単位：m²

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	
田	6,438,052	6,406,577	6,361,072	6,327,360	6,267,215	
畑	8,209,102	8,104,647	8,012,817	7,929,879	7,803,796	
宅地	22,848,298	22,969,463	23,089,029	23,188,461	23,417,760	
池沼	3,134	3,134	3,134	3,134	3,134	
山林	11,244,723	11,132,010	11,067,246	11,058,554	11,025,934	
原野	77,605	77,043	76,687	76,074	76,775	
雑種地	ゴルフ場の用地	678,352	678,352	678,352	678,352	678,352
	遊園地等の用地	43,459	45,459	43,459	43,459	43,459
	鉄軌道用地	356,853	356,867	356,867	357,404	356,964
	その他の雑種地	3,536,922	3,672,757	3,782,519	3,801,547	3,745,105
	計	4,615,586	4,751,435	4,861,197	4,880,762	4,823,880
その他	34,373,500	34,365,691	34,338,818	34,345,776	34,391,506	
合計	87,810,000	87,810,000	87,810,000	87,810,000	87,810,000	

資料：資産税課（固定資産概要調書）

※1 各年 1 月 1 日現在

※2 各値については、表の各値の小数点以下を四捨五入したものであるため、合計値が一部異なる場合があります。

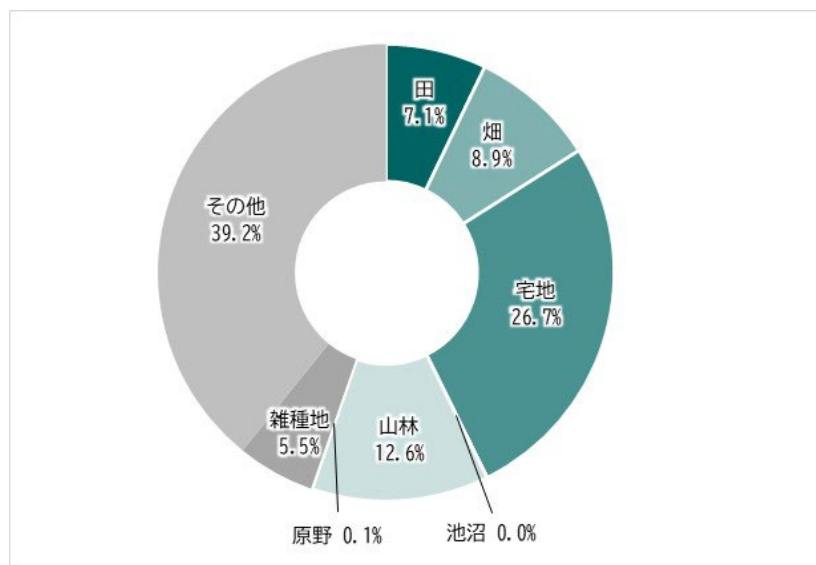


図 2-15 地目別土地面積の割合 (令和 6 年 1 月 1 日現在)

第3章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理事業概要

本市のごみ処理事業の沿革は、表 3-1 に示すとおりです。

昭和 44 (1969) 年に、南清掃センターし尿処理施設内に、初めてごみ処理施設を建設し、ごみの焼却処理を開始しました。

昭和 51 (1976) 年には、各務原市北清掃センター（以下、「北清掃センター」という。）に計画処理能力 180t/24h (90t/24h×2 炉) のごみ処理施設を建設し、昭和 53 (1978) 年 4 月から稼働を開始しました。

平成 4 (1992) 年には、焼却炉容積増加工事 (53m³×2 炉から 71m³×2 炉) を実施し、その後も毎年補修を行って施設を維持してきました。

平成 12 (2000) 年には、施設の老朽化及びダイオキシン排出基準の強化に対応するため、計画処理能力 192t/24h (64t/24h×3 炉) のごみ処理施設 (豎型シャフト式熔融炉) を敷地内に新設し、平成 15 (2003) 年 4 月から稼働を開始しました。

現在は、令和 4 (2022) 年から、施設の延命化を図るための基幹的設備改良工事を実施しており、令和 7 (2025) 年度に完了します。

表 3-1 本市のごみ処理事業の沿革

年	内容
昭和 44 年 (1969 年)	ごみ処理施設 (南清掃センター) の稼働を開始する。 (各務原市大佐野町 2-102)
昭和 51 年 (1976 年)	新たなごみ処理施設 (北清掃センター) の建設に着手する。 (各務原市須衛 2500 番地 1)
昭和 53 年 (1978 年)	ごみ処理施設 (北清掃センター) 完成、稼働開始する。 方式：ストーカ式焼却炉 処理能力：180t/24h (90t/24h×2 炉)
平成 4 年 (1992 年)	焼却炉容積増加工事を実施する。 (53m ³ ×2 炉から 71m ³ ×2 炉)
平成 12 年 (2000 年)	北清掃センター敷地内に、新施設の建設に着手する。 方式：豎型シャフト式熔融炉 処理能力：192t/24h (64t/24h×3 炉)
平成 15 年 (2003 年)	現在のごみ処理施設が稼働を開始する。
令和 4 年 (2022 年)	施設の基幹的設備改良工事を開始する。(令和 7 (2025) 年度完了)

資料：北清掃センター

2 分別区分と処理フロー

(1) 分別区分

本市が収集・回収するごみの分別区分は、表3-2に示すとおりです。

令和2(2020)年度には、ごみ出しガイドブック日本語版を改訂し、令和3(2021)年度にかけて外国語版の言語改訂(英語・ポルトガル語・ベトナム語・中国語・スペイン語・タガログ語)を行っています。

また、令和7(2025)年度より、使用済の小型充電式電池について、市による回収を開始しています。

表3-2(1) 本市の分別区分



分別区分		種類
家庭系ごみ	燃やすごみ	食品くず、プラスチック製品・おもちゃ、皮革・ゴム製品、発泡スチロール、資源にならない紙類、プラスチック製容器・包装、使い捨てカイロ・乾燥剤、ホース・ロープなど ※指定ごみ袋に入れる
	ガラス・陶磁器類	茶碗、植木鉢、割れたコップ・ビン・ガラス、白熱電球など
	カン以外の金属類	なべ、フライパン、包丁、ハンガー、かみそり、金づちなど ※刃の部分や針先をガムテープなどで包む
	粗大ごみ	家具、家庭電化製品、自転車など
	その他のごみ	ラジオ、カメラ、ヘアードライヤー、目覚まし時計など
	有害類	蛍光管・鏡・体温計などの水銀含有物、ライター、乾電池など ※リチウムイオン電池は店頭回収・拠点回収
	カン類	アルミ缶、スチール缶、カセットボンベ(卓上)、缶詰の缶、スプレー缶など ※必ず中身を使い切って、軽くすすぐ ※4L以上のカンは、粗大ごみとして出す
	無色・透明のビン	油びん、牛乳びん、酒びん、化粧品の瓶など ※必ず中身を使い切って、軽くすすぐ
	その他の色のビン	※われたビンは、「ガラス・陶磁器類」として出す ※牛乳ビン、一升ビン、ビール瓶は販売店へ返却(再利用)
	ペットボトル	 マークがついたもの ※ふたとラベルは燃やすごみに出す
	紙パック	 マークがついたもの ※酒のパックのようにアルミで内張りしたものは除く
	紙類・古着 (川島地区のみ)	紙パック(酒のパックのようにアルミで内張りしたものは除く)、新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌類、古着
	緑ごみ	草、落ち葉、枝など
	古紙	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑がみ
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ICレコーダーなど
	インクカートリッジ	家庭のカラープリンター等で使用したインクカートリッジ
小型充電式電池	ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池 ※膨張・破損・液漏れ品は、北清掃センターへ直接搬入	

表 3-2(2) 本市の分別区分

分別区分		種類	
家庭系ごみ	団体・メーカー等による回収	資源集団回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、古着など
		家電リサイクル法対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、保冷庫、保温庫
		製造メーカー、製造団体自主回収	パソコン、自動車部品、オートバイ（二輪車）、携帯電話・PHS、消火器
	収集しないごみ	自己搬入できるごみ	多量に出たごみ、自身で修理・修繕した際に出たごみ
自己搬入できないごみ		液体（油、塗料、薬品など）エンジン、モーターがついているもの（農機具、リクライニングマッサージ機など）、ピアノ、ボンベ類などの処理できないごみ	
事業系ごみ	収集するごみ	一般廃棄物	家庭のごみと同質のもの。「事業用ごみ袋」に入れて1回の収集につき3袋まで（地元自治会にステーション使用の了解を得る）
	収集しないごみ	自己搬入できるごみ	一般廃棄物 家庭のごみと同質のもの 産業廃棄物 木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類
		自己搬入できないごみ	上記以外のごみ

(2) ごみ処理フロー

令和6（2024）年度におけるごみ処理フローは、図3-1に示すとおりです。

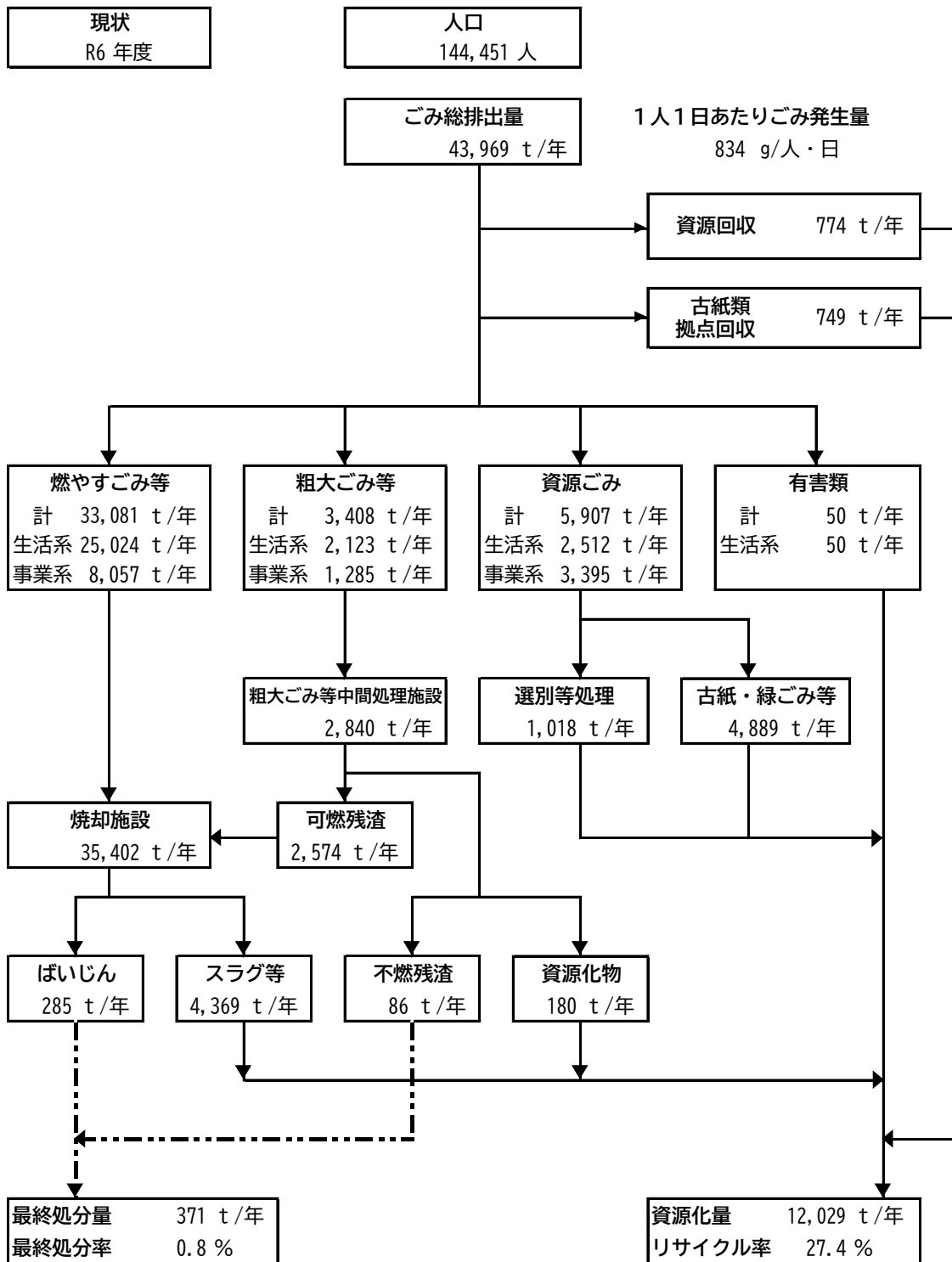
本市の燃やすごみ及びガラス・陶磁器類は溶融施設で処理し、溶融スラグ・メタルを建設資材等として有効利用、ばいじんは埋立処分（キレート処理後処分委託）又は再資源化処理（委託処理）を行います。

粗大ごみ等のうち、粗大ごみ、その他のごみ及びカン以外の金物類は破碎処理施設で鉄類・破碎残渣（可燃性・不燃性）に分け、鉄類を資源回収、破碎残渣を溶融施設で処理しています。また、有害ごみは専門業者に処理を委託しています。

資源ごみのうち、ビン類・カン類・ペットボトル・紙パックは選別等処理を行い、再資源化します。

緑ごみは、全て民間の再資源化施設において再資源化します。また、古紙類は拠点回収および市において回収（川島地区）し、再資源化します。なお、小型家電は、国の認定を受けた事業者において再資源化します。

事業系ごみのうち一般廃棄物については、許可業者による収集又は自己搬入としていますが、家庭のごみと同質の燃やすごみは、少量の場合に限り、市が収集を行っています。なお、産業廃棄物のうち、紙くず・木くず・がれき類等については、一般廃棄物の処理業務に支障をきたさない範囲で受け入れています。



※各値については、見通し表の各値の小数点以下を四捨五入したものであるため、合計値が一部異なる場合がある。

図 3-1 ごみ処理フロー（令和 6（2024）年度）

3 ごみ処理体制

(1) 収集・運搬体制

令和7（2025）年度における収集・運搬体制は、表3-3に示すとおりです。

また、令和7年度より、使用済の小型充電式電池について、市による回収を開始しています。

表3-3 収集・運搬体制（令和7（2025）年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	排出方法	備考
燃やすごみ		委託	ステーション収集	週2回	指定ごみ袋	
分別して出すごみ	カン類	委託		月1回	コンテナ（黄）	
	無色・透明のビン				コンテナ（青）	無色・透明のビンの看板
	その他の色のビン				コンテナ（青）	その他の色のビンの看板
	ペットボトル				コンテナ（緑）	
	紙パック				コンテナ（緑）	紙パックの看板
	有害類				コンテナ（赤）	
	カン以外の金物類				コンテナ（黄）	カン以外の金物類の看板
	ガラス・陶磁器類				コンテナ（青）	ガラス・陶磁器類の看板
	粗大ごみ				—	
	その他のごみ				透明な袋	
紙類・古着（川島地区のみ）		委託		年10回	ひもで縛る	
緑ごみ		委託		拠点回収	月1~2回	透明な袋又はひもで縛る
古紙		委託	拠点回収	随時	ひもで縛る	
小型家電		直営	拠点回収	随時	—	
インクカートリッジ		直営	拠点回収	随時	—	
小型充電式電池		直営	拠点回収	随時	—	市民サービスセンター等にて回収

(2) 中間処理体制

本市のごみ処理施設は表 3-4 に示すとおりです。

ごみは、北清掃センターの焼却施設及びリサイクル施設で処理が行われています。

表 3-4 北清掃センターの概要

項目		内容
名称		各務原市北清掃センター
住所		各務原市須衛 2500 番地 1
焼却施設	焼却炉形式	高温ガス化直接溶融炉（シャフト炉式）
	焼却能力	192 トン/日（64 トン/日×3 炉）
	ごみピット	7,000 m ³
	排ガス処理設備	活性炭吹込装置、ろ過式集じん装置（バグフィルタ）、乾式有害ガス除去装置（消石灰・活性炭吹込み）、触媒脱硝反応装置（アンモニア吹込み）
	余熱利用設備	蒸気タービン発電（出力最大 2,400kW/時間） 場内給湯及び冷暖房
	竣工	平成 15 年 3 月
リサイクル施設	粗大ごみ破砕機	34 トン/日
	ビン処理設備	6 トン/日
	カン処理設備	3 トン/日
	ペットボトル処理設備	3 トン/日
	竣工	平成 23 年 3 月

(3) 最終処分体制

本市のごみ処理施設で中間処理された後のばいじんは、埋立処分（キレート処理後処分委託）又は再資源化処理（委託処理）を行います。

4 ごみ処理実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみ排出区分の定義は、図 3-2 に示すとおりです。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって、資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち、資源ごみと集団回収・古紙拠点回収で集められた資源を除いた、処理・処分が必要な燃やすごみ及び粗大ごみ等を「家庭系ごみ」とします。

↑ ごみ発生量 ↓	数値の把握が困難なもの (潜在ごみ)		生ごみ堆肥化等の自家処理、 民間事業者による資源の回収や 事業者の独自処理
	↑ ごみ総排出量 ↓	古紙拠点回収、行政回収	古紙拠点回収等により 集められる資源
		資源ごみ	家庭から排出される本市が 集める資源
		生活系ごみ 家庭系ごみ	燃やすごみ ガラス・陶磁器類 粗大ごみ カン以外の金属類 その他のごみ 小型家電 有害類
	事業系ごみ		事業所から排出されるごみ

図 3-2 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ排出量・処理量の推移及び計画目標値の達成状況

ア ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は図 3-3 に示すとおり、年々減少しています。

令和 5 (2023) 年度から令和 6 (2024) 年度にかけて増加しているものの、令和 6 (2024) 年度の 1 人 1 日あたりのごみ総排出量 (834 g/人・日) は、令和 17 (2035) 年度の目標値 (850g/人・日) をすでに下回っており、目標は達成する見込みです。

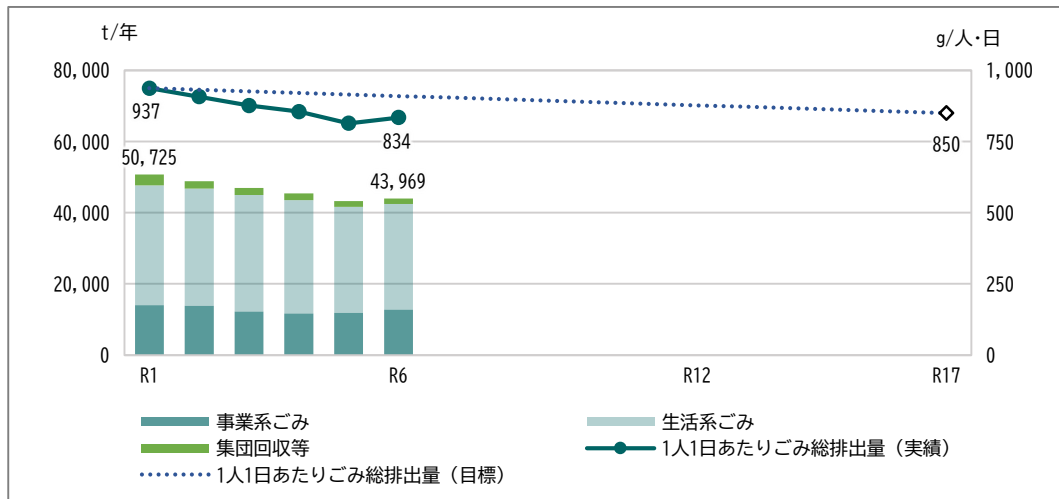


図 3-3 ごみ総排出量の推移

イ 焼却量

焼却量の推移は図 3-4 に示すとおりであり、当初予測された数値を下回って年々減少しています。

人口減少並びにごみ減量化・資源化施策により、焼却量は年々減少すると予測され、令和 17 (2035) 年度での焼却量の目標 (33,000 t/年) は達成する見込みです。

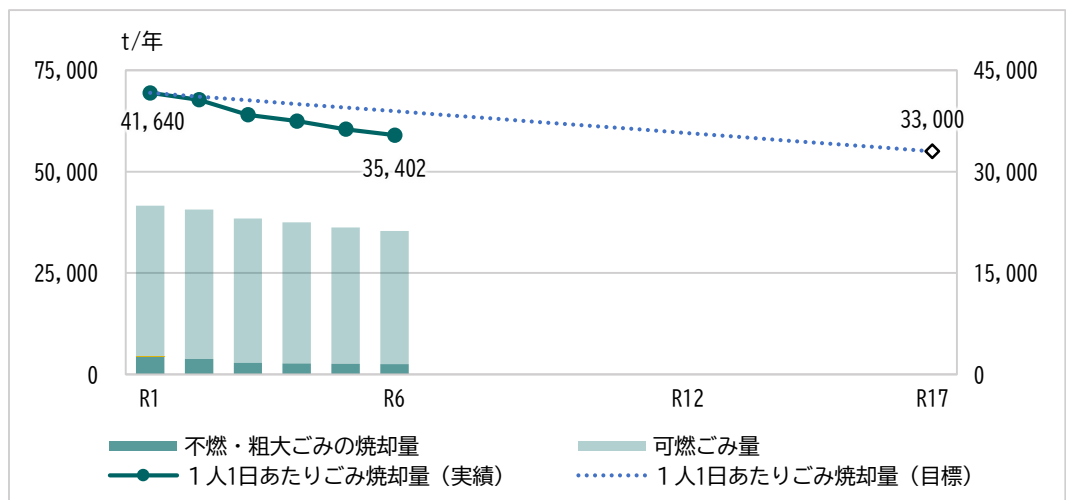


図 3-4 焼却量の推移

ウ 資源化量

資源化量の推移は図 3-5 に示すとおり、令和 5（2023）年度まで年々減少していましたが、令和 6（2024）年度は資源ごみのうち「緑ごみ」が増加したため、資源化量が増加しています。

令和 6（2024）年度のリサイクル率（27.4%）は令和 17（2035）年度の目標値（30.0%）を下回っていますが、資源化量は令和 6（2024）年度より増加に転じていることから、このまま資源化量が増加すれば、目標達成は可能性があると考えられます。

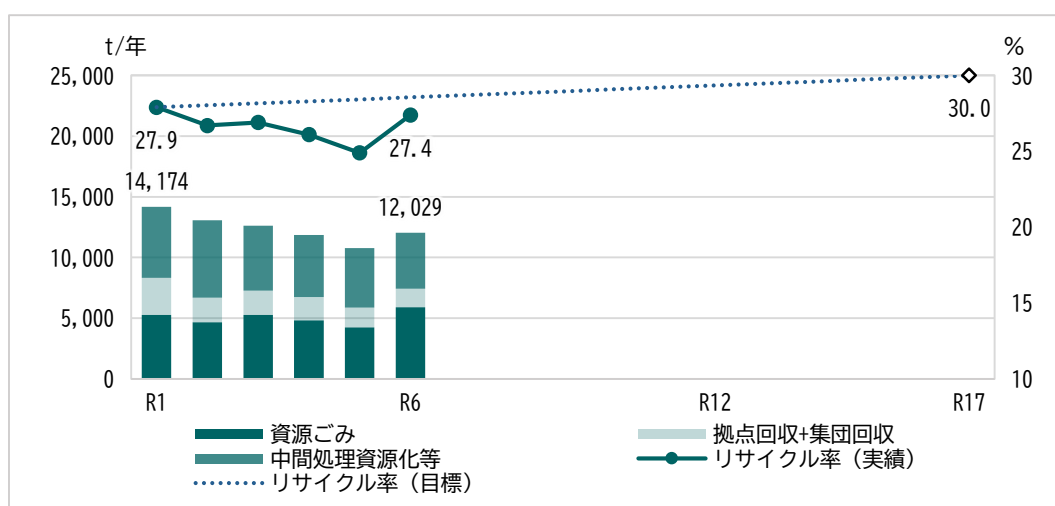


図 3-5 資源化量の推移

エ 最終処分量

最終処分量の推移は図 3-6 に示すとおり、ほぼ横ばいに推移しており、令和 6（2024）年度の最終処分率は 0.8%です。

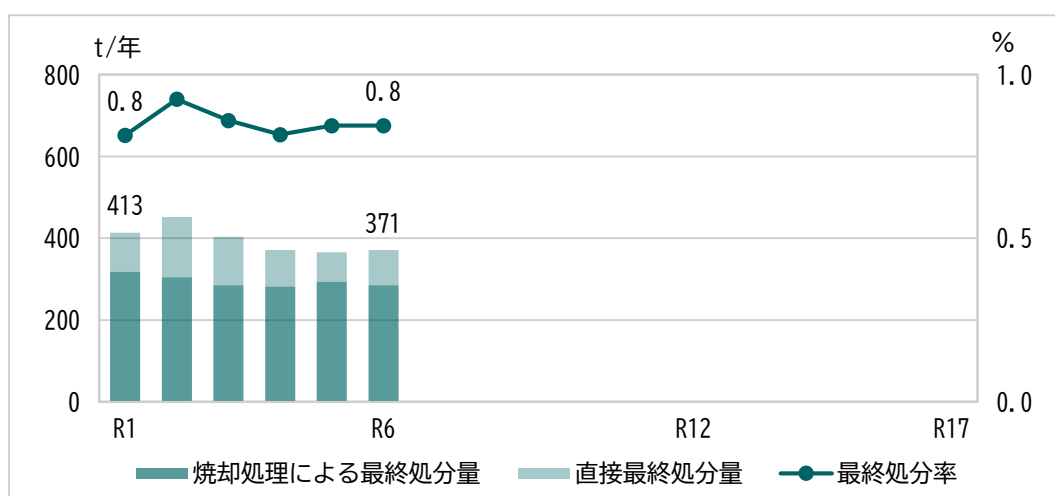


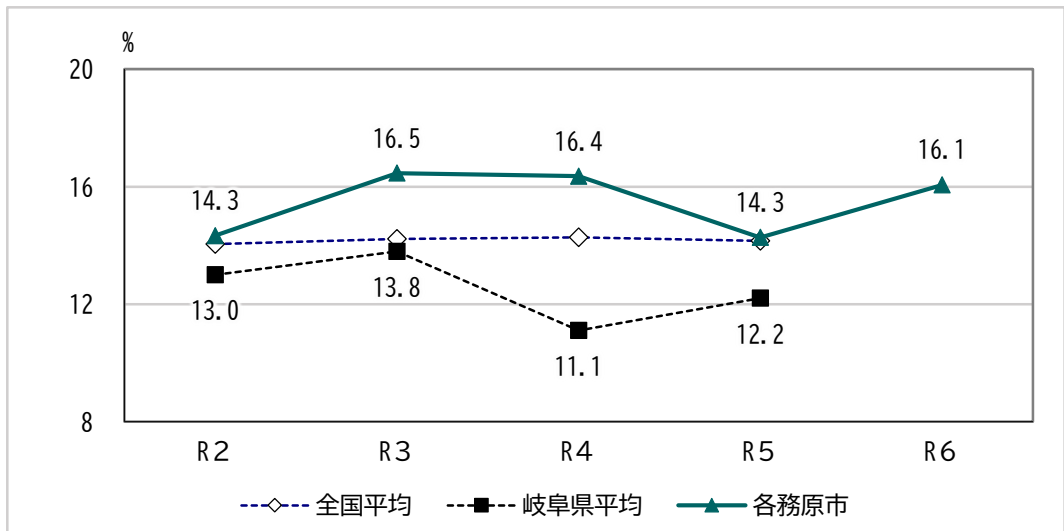
図 3-6 最終処分量の推移

(3) エネルギー回収・利用の実績

本市のごみ処理施設では、ごみ溶融処理時に発生する熱を利用しての能力 2,400kW の発電機による発電及び熱利用を行っています。

焼却施設における発電効率の比較は、図 3-7 に示すとおりです。

本市のごみ処理施設の発電効率は高効率なエネルギー回収・利用を維持し続けており、全国平均及び岐阜県平均を上回っています。



出典 令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果

図 3-7 焼却施設における発電効率の比較

(4) ごみの性状

北清掃センターに搬入された可燃ごみのごみ質の経年変化（乾燥重量%）は、表 3-5 に示すとおりです。

紙・布類が最も多く、次いでビニール・合成樹脂類となっています。

表 3-5 ごみ質の経年変化（乾燥重量%）

項目	単位	R1	R2	R3	R4	R5	平均
紙・布類	%	36.7	41.8	45.0	43.1	48.9	43.1
ビニール・合成樹脂類	%	28.3	41.2	27.5	29.4	35.5	32.4
木・竹・わら類	%	12.5	4.2	11.3	10.8	5.9	8.9
ちゅう芥類※（生ごみ）	%	10.8	8.8	8.7	8.7	2.3	7.9
不燃物	%	6.6	3.1	4.5	3.1	1.4	3.7
その他	%	5.2	1.0	3.1	4.9	5.9	4.0

資料：北清掃センター

※ちゅう芥類とは、家庭の台所や飲食店などの事業所から出てくる野菜くずや食べ物の残りを示します。

また、排出段階での割合（項目別）となる湿重量%の推計は、表 3-6 及び図 3-8 に示すとおりです。

紙・布類が最も多く、次いでちゅう芥類（生ごみ）となっています。

表 3-6 湿重量%の推計

項目	乾物組成% A	固有水分% (参考※) B	湿重量 $C=A / ((100-B) \div 100)$	湿重量% $D=C/C$ 合計
紙・布類	43.1	7	46.3	32.2
ビニール・合成樹脂類	32.4	1	32.7	22.7
木・竹・わら類	8.9	35	13.8	9.5
ちゅう芥類（生ごみ）	7.9	80	39.3	27.3
不燃物	3.7	5	3.9	2.7
その他	4.0	50	8.0	5.6
合計	100	—	144.0	100.0

※生ごみ資源化の調査結果（平成 22 年度報告書 九州地方環境事務所）

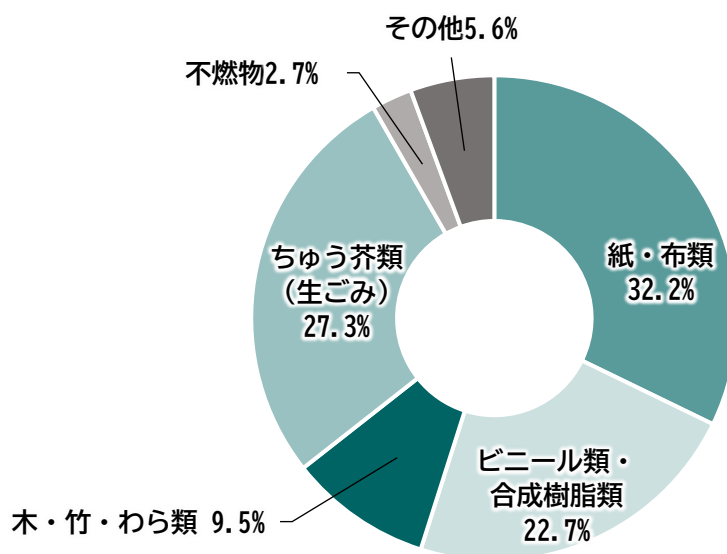


図 3-8 排出段階での割合（湿重量%）の推計

第4章 ごみ処理基本計画

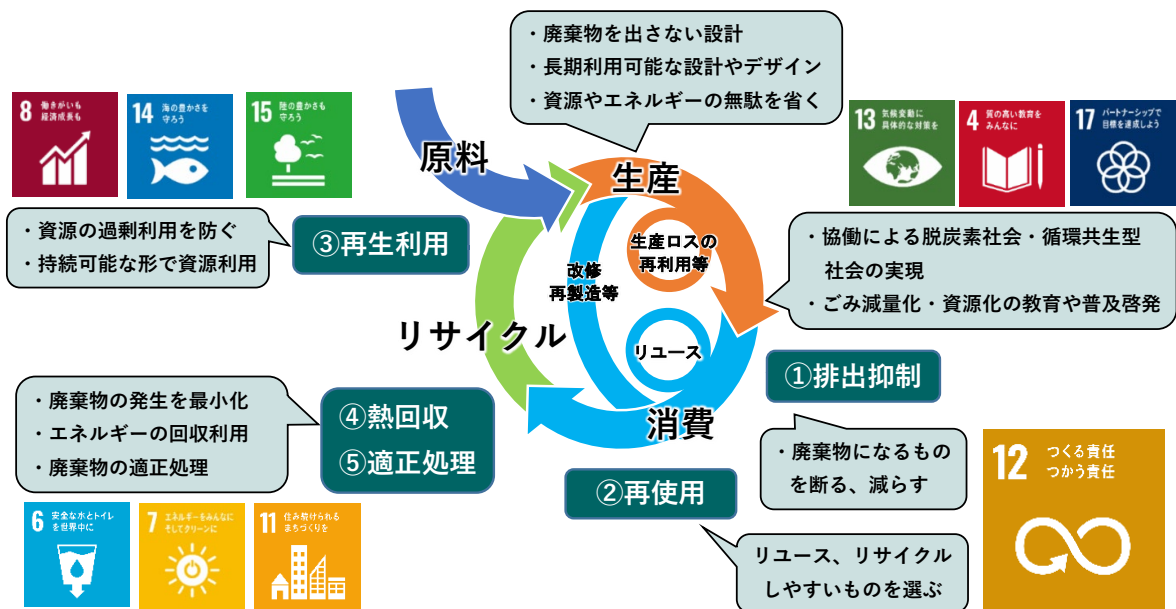
1 基本理念

現在、私たちは気候変動、生物多様性の損失、資源制約・汚染という「環境の3つの危機」に直面しており、「脱炭素社会・循環共生型社会」への変革が急務となっています。

本来、ごみ減量化・資源化は、原材料から製品販売までのシステム全体で取り組むべきものであり、図4-1に示す製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行が重要となります。

廃棄物処理において、循環経済を理解し、焼却・埋立依存から脱却し、再生材の質量向上を図ることは、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」をはじめ、多くの分野に好影響を与えます。また、各主体におけるごみの減量化・資源化の取り組みは、家計・財政負担軽減、CO₂排出削減、資源の無駄削減、「もったいない」文化の再認識など、多角的なメリットをもたらします。

本市は、将来にわたり住みよい環境を形成するため、地域の実情を踏まえ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して一体となって廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らす「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現を目指します。



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016) をもとに各務原市作成

図4-1 サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行と SDGs 目標への貢献

2 基本方針及び具体的施策

環境基本計画に示されている基本方針の方針B「資源を大切に暮らすまちづくり」を本計画の基本方針とし、以下の基本的原則を設けます。

本市のごみ処理基本計画における具体的施策は表4-1に示すとおりです。

基本的 原則	<ul style="list-style-type: none"> ① できる限り廃棄物を出さない。(発生抑制) ② 同じ形状のまま再使用する。(再使用) ③ 物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(再生利用) ④ エネルギーを回収して利用する。(熱回収) ⑤ やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。(適正処理)
-------------------	--

表4-1(1) 具体的施策

今後の取り組み		事業 計画	開始 予定	基本的 原則
I 市民・ 事業者への 情報提供・ 指導	積極的な広報			
	動画配信等、様々なメディアを活用して市の環境への取り組みを広報する。	継続		①②③ ④⑤
	ウェブサイトにごみ分類の検索ページを導入する。	継続		③⑤
	ごみ出しガイドブックを定期的に改訂し、分別方法やリサイクルの仕組みを掲載する。また、外国語版の使用言語の追加を検討する。	継続		③⑤
	生ごみの水切り・食品ロスの削減・雑がみのリサイクルについて周知の徹底を図る。	強化		①③
	プラスチック製容器包装の使用抑制やリサイクル可能な代替製品の使用に切り替えるよう啓発する。	継続		①③
	情報提供の充実			
	北清掃センターの見学会や依頼に応じた説明会を開催するとともに、キャンペーン等を実施して、情報提供の機会を増やす。	継続		③④⑤
	岐阜県リサイクル認定製品の使用を啓発する。	新規		③
	排出時の指導の充実			
警告シールの貼付など、職員による指導体制を充実する。	継続		③⑤	
集合住宅でのごみステーション開設時には、BOXタイプのものを設置する等、維持管理が容易なものにするよう指導するとともに徹底した衛生管理を求める。	継続		③⑤	
II 環境学 習プログラ ムの提供	社会教育における環境学習プログラム・学校教育における環境学習プログラム			
	市主催のイベントの他に各種団体と連携して環境学習の機会を提供する。	継続		①②③ ④⑤
	小中学校等へ体験型の出前講座を提供する等、児童生徒の意欲を引き出す。	継続		①②③ ④⑤
	動画配信等による学習プログラムを作成することで、いつでも環境学習をできる環境を整備する。	継続		①②③ ④⑤

表 4-1(2) 具体的施策

今後の取り組み		事業計画	開始予定	基本的原則
Ⅲ 市民・事業者・行政の連携	市民、事業者との連携			
	団体による清掃活動を支援する。	継続		③⑤
	大型店舗等と協働して、キャンペーンを実施する。	継続		①③
	他団体等と連携してイベント出展等を実施し、施策のPRを行う	継続		①②③ ⑤
	市民、事業者、市の役割分担の確立			
	環境基本計画の終了時に新規計画を策定し、改めて三者の役割分担を確立する。	新規	R8～	①②③ ④⑤
	環境市民会議において、施策を進捗管理する。	継続		①②③ ④⑤
	市民、事業者の取り組みへの支援			
	コンポスト（ダンボールコンポストを含む）の使用方法や取り組みをウェブサイトに掲載しPRする。	強化		①③
	自治会が管理するごみステーションにおいて、一部外国語にも対応した注意看板を提供する。	継続		③⑤
	広報紙でマイバッグの使用を呼びかける。	継続		①
	「おいくら」、「ジモティー」の利用を促進する。	新規		②
	環境行動優良事業所の登録事業者をウェブページに掲載し、取り組みを紹介する。	継続		①②③ ⑤
	市民、事業者の自発的な活動の育成			
	出前講座の提供による情報提供をする。	継続		①②③ ④⑤
	団体と協働で環境活動を実施する。	継続		①③⑤
	県や国の表彰制度を活用して、継続して環境活動を実施する団体を表彰する。	継続		③⑤
	事業者による回収等の推進			
	資源有効利用促進法等の各種リサイクル法に基づく回収、メーカー等による自主回収を促進する。	継続		③
	リチウムイオン電池の拠点回収を追加する。	新規	R7	③
	リチウムイオン電池、プリンタインクカートリッジ等の店頭回収を促進する。	継続		③
古紙回収業者による古紙類拠点回収を促進する。	継続		③	
社会情勢の変化等に応じて市の既存事業の見直し等を行う。	検討		①②③ ⑤	
国、県、その他の地方公共団体等との連携				
引き続き連携・情報交換を行うとともに、災害時の廃棄物処理について相互協力を行う。	継続		③⑤	

表 4-1(3) 具体的施策

今後の取り組み		事業 計画	開始 予定	基本的 原則
IV ごみの有料化	家庭ごみ処理手数料の見直し			
	可燃ごみ袋の価格について検討する。	検討		①
	事業ごみ処理手数料の見直し			
	事業ごみ処理手数料の価格について検討する。	検討		①③
V 事業者の排出者の適正化	事業者の排出者責任の適正化			
	不適正な処理を行っている事業者に対し、立入検査を実施する。	継続		⑤
	県や各務原警察署と連携しパトロールや不法投棄者の摘発等に努める。	継続		⑤
VI 収集業務の推進	収集方法の見直し			
	回収日や回収ルートの見直し等、人口動態に合わせた収集方法の見直しを適宜実施する。	継続		⑤
	ルール違反品を収集しないことにより、排出者への啓発を実施する。	継続		③⑤
	ごみステーションのルール違反件数の公開	検討		③⑤
	民間の事業者の活用			
	民間業者と連絡調整や意見交換を行うことで、効率的な収集業務を行う。	継続		⑤
VII 適正な中間処理の維持、向上	リサイクル推進のための中間処理システムの整備			
	焼却施設を適切に改修し、継続的な廃棄物処理を実施する。	継続		③④⑤
	適正な中間処理施設の維持			
	引き続き中間処理施設の適正な維持管理及び減量化に努める。	継続		③④⑤
VIII 最終処分場の負担軽減	最終処分場削減に向けての研究			
	受入企業の能力やコストを総合的に考慮しつつ、飛灰の再資源化を推進する。	継続		③⑤



表 4-1(4) 具体的施策

今後の取り組み		事業計画	開始予定	基本的原則
IX 品目別の施策	古紙類			
	様々な SNS を活用して古紙回収を啓発する。	新規		③
	生ごみ			
	様々な SNS を活用して水切り、食品ロス削減を啓発する。	新規		①③
	事業者の食品リサイクルを推進する。(フードリサイクル)	継続		①③
	粗大ごみ			
	モノを長く大切に扱うようライフスタイルの改善を図る。	継続		①②
	緑ごみ			
	民間の施設を活用して剪定枝等をバイオマス燃料としてリサイクルする。	継続		③
	ごみステーションに排出された緑ごみに警告シールを貼付する。	継続		③⑤
	プラスチック			
	過剰包装の抑制を啓発する。	継続		①
	国の動向を見極めつつ分別収集を検討する。	検討		③
	国・県等と連携した事業を実施する。	継続		①③
	新たな資源化品目の研究			
	プリンタインクカートリッジの回収を推進する。	継続		③
リチウムイオン電池の危険性を周知及び拠点回収を推進する。	新規	R7	③	
さらなるごみ減量を目指して、新たな資源化品目を研究する。	検討		③	
X 実態の把握 廃棄物にかかる	廃棄物にかかる実態の把握			
	他自治体と比較することにより、実態を客観的に判断する。	継続		①②③ ④⑤
	他自治体の不法投棄対策の研究を行う。	継続		③⑤
	実態に基づく市民・事業者への情報提供・指導を充実する。	継続		①②③ ④⑤
XI 市の取り組み推進 一事業所としての	一事業所としての市の取り組み推進			
	循環型社会の形成のための率先的な取り組みを行う。	継続		①②③ ④⑤

【参考】「ジモティー」や「おいくら」を活用したリユースの推進について

本市では市内のリユース活動を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的として、株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結しました。

リユース活動の概要は以下のとおりであり、ごみの減量につながります。

項目	 各務原市 × ジモティー	 各務原市 × おいくら
協定締結先	株式会社ジモティー	株式会社マーケットエンタープライズ
協定締結日	令和7年5月27日	令和7年3月7日
リユース活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の情報サイト「ジモティー」は、不要品売買や無料での譲り渡し・譲り受けのほか求人なども行うことが可能です。 ・ジモティーを活用することで、不要品を必要な方に譲ったり、売ったりすることができます。また、リユース品をお探しいただくこともできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースプラットフォーム「おいくら」は不要品の一括査定ができるサービスで、家具や家電などを手軽に売却することができます。 ・一括査定には無料で申し込むことができ、買取価格のほか、買取方法や訪問日時など、ニーズにあったショップを選ぶことができます。

【参考】小型充電式電池の捨て方

小型充電式電池は、誤った取り扱いをするとショートや火災のおそれがあります。

特に、リチウムイオン電池は、中に燃えやすい液体が入っていることから、破損や変形により発熱、発火する危険性が高く、捨てる人がリチウムイオン電池使用製品であることを知らなかったり、発火の可能性があることを知らずに不燃ごみ類に混入することなどにより、粗大、不燃ごみを処理する過程において、全国で発火する事故が増加しています。

そのため、使用済の小型充電式電池は、次の方法で適正に廃棄してください。

- ① リサイクルマーク（スリーアローマーク）がついているものは、市内の協力店（電器店など）にお持ち込みください。

※ 膨張しているもの、破損したもの、液漏れしたものは持ち込みできません。



- ② 小型充電式電池（リサイクルマークがないものも含む）は、市による回収をしています。回収場所は、産業文化センター1階、すべての市民サービスセンター、北清掃センターです。電極部分をビニールテープなどで絶縁し、回収場所に設置した回収ボックスに投入してください。

※ 膨張しているもの、破損したもの、液漏れしたものは持ち込みできません。

- ③ 膨張しているもの、破損したもの、液漏れしたもの等は、北清掃センターへ直接搬入してください。

3 ごみ処理の目標値

(1) 数値目標

本計画の目標は表 4-2 に示すとおりであり、現計画で定めた目標「リサイクル率」、「北清掃センターで焼却されるごみの量」及び「排出量原単位」とします。

数値目標は最終目標年度での達成を見込んだものですが、早期達成に努めます。また、達成した水準は維持し、さらに向上に取り組みます。

表 4-2 本計画の目標値

項目	目標（令和 17 年度）
リサイクル率	30.0%
北清掃センターで焼却されるごみの量	33,000 t
排出量原単位	850g/人・日

(2) エネルギー利活用

北清掃センターは、ごみ溶融処理時に発生する熱を利用した発電を行っており、発電した電力は、概ね施設内で利用されています。

ごみの減量により、発電効率の低下が考えられますが、今後も高効率なエネルギー回収・利用を維持し続けることを目標とします。

4 ごみ排出量・処理量の見込み

(1) 1人1日あたりごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量と1人1日あたりごみ総排出量の将来予測は図4-2に示すとおりであり、人口減少、並びにごみ減量化・資源化施策により年々減少すると予測されます。

令和6（2024）年度において目標値（850 g/人・日）を達成していますが、達成した水準は維持し、さらに向上に取り組みます。

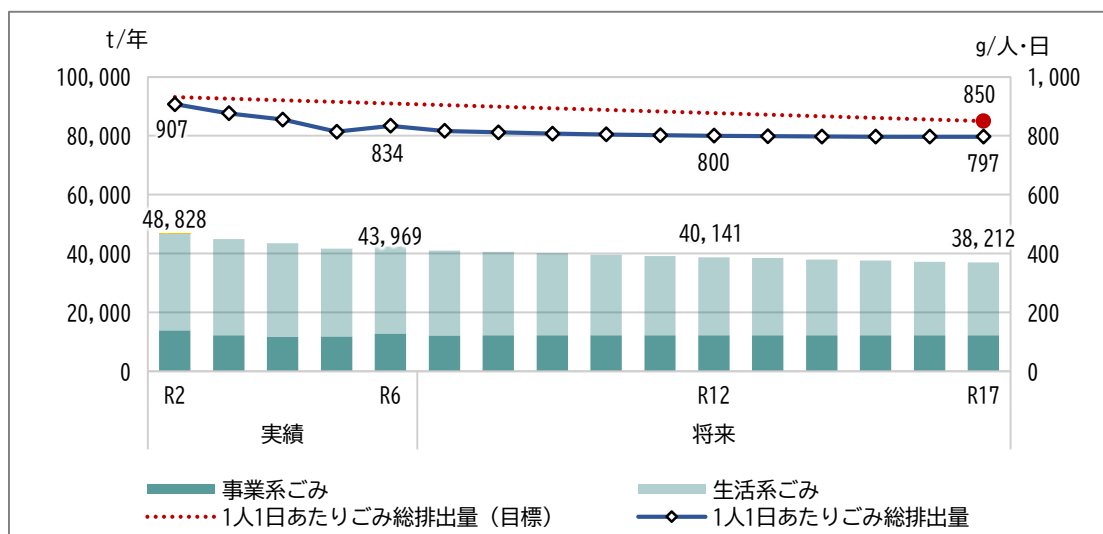


図4-2 ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の将来予測

(2) 焼却量の将来予測

焼却量の将来予測は、図 4-3 に示すとおりです。

人口減少並びにごみ減量化・資源化施策により、焼却量は年々減少すると予測され、令和 17（2035）年度での焼却量の目標（33,000 t/年）は達成する見込みです。

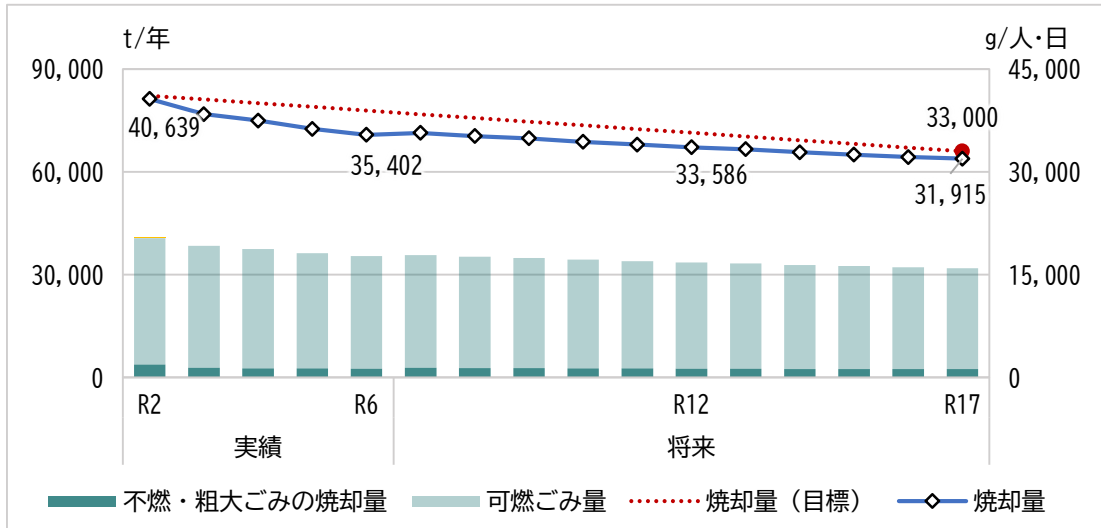


図4-3 焼却量の将来予測

(3) リサイクル率の将来予測

総資源化量及びリサイクル率の将来予測は図4-4に示すとおりであり、人口減少並びにごみ減量化・資源化の施策により総資源化量は年々減少する一方、リサイクル率は、ほぼ横ばいに推移すると見込まれます。

そのため、目標年度の2035（令和17）年度までにリサイクル率30%を達成できるよう、前項で示した具体的施策を推進し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して一体となって廃棄物等の発生を抑制し、有益な廃棄物は資源化して活用することで環境への負荷をできる限り減らすこととします。

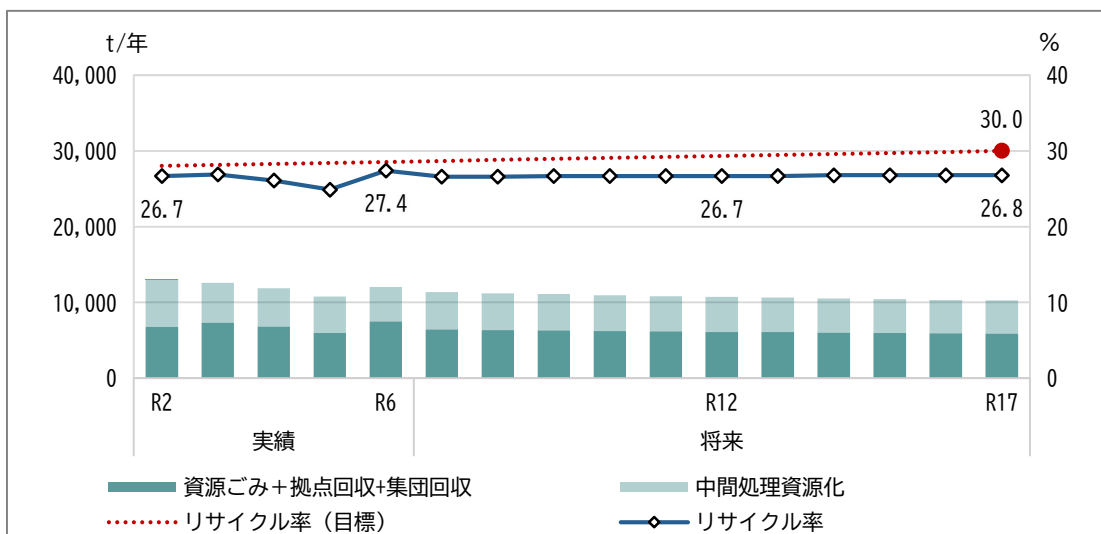


図4-4 総資源化量及びリサイクル率の将来予測

5 収集・運搬計画

現在の体制を継続しつつ、ごみの排出量、減量化・資源化の状況を踏まえて随時見直しを行います。また、住民のニーズや今後の社会情勢の変化に合わせ、環境・衛生面、経済面に留意した収集運搬体制の効率化に努めます。

(1) 分別区分

目標年度である令和 17 (2035) 年度における本市の分別区分は、表 4-3 に示すとおりであり、現体制を維持します。

表 4-3 (1) 目標年度 (令和 17 (2035) 年度) における分別区分



分別区分	種類	
家庭系ごみ	燃やすごみ	食品くず、プラスチック製品・おもちゃ、皮革・ゴム製品、発泡スチロール、資源にならない紙類、プラスチック製容器・包装、使い捨てカイロ・乾燥剤、ホース・ロープなど ※指定ごみ袋に入れる
	ガラス・陶磁器類	茶碗、植木鉢、割れたコップ・ビン・ガラス、白熱電球など
	カン以外の金属類	なべ、フライパン、包丁、ハンガー、かみそり、金づちなど ※刃の部分や針先をガムテープなどで包む
	粗大ごみ	家具、家庭電化製品、自転車など
	その他のごみ	ラジオ、カメラ、ヘアードライヤー、目覚まし時計など
	有害類	蛍光管・鏡・体温計などの水銀含有物、ライター、乾電池など ※リチウムイオン電池は店頭回収・拠点回収
	カン類	アルミ缶、スチール缶、カセットボンベ (卓上)、缶詰の缶、スプレー缶など ※必ず中身を使い切って、軽くすすぐ ※4L 以上のカンは、粗大ごみとして出す
	無色・透明のビン	油びん、牛乳びん、酒びん、化粧品の瓶など ※必ず中身を使い切って、軽くすすぐ
	その他の色のビン	※わかれたビンは、「ガラス・陶磁器類」として出す ※牛乳ビン、一升ビン、ビール瓶は販売店へ返却 (再利用)
	ペットボトル 	マークがついたもの ※ふたとラベルは燃やすごみに出す
	紙パック 	マークがついたもの ※酒のパックのようにアルミで内張りしたものは除く
	紙類・古着 (川島地区のみ)	紙パック (酒のパックのようにアルミで内張りしたものは除く)、新聞紙、チラシ、段ボール、雑誌類、古着
	緑ごみ	草、落ち葉、枝など
	古紙	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パック、雑がみ
	小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、IC レコーダーなど
	インクカートリッジ	家庭のカラープリンター等で使用したインクカートリッジ
	小型充電式電池	ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池 ※膨張・破損・液漏れ品は、北清掃センターへ直接搬入

表 4-3 (2) 目標年度（令和 17（2035）年度）における分別区分

分別区分		種類		
家庭系ごみ	団体・メーカー等による回収	資源集団回収	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、古着など	
		家電リサイクル法対象品	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、保冷庫、保温庫	
		製造メーカー、製造団体自主回収	パソコン、自動車部品、オートバイ（二輪車）、携帯電話・PHS、消火器	
	収集しないごみ	自己搬入できるごみ	多量に出たごみ、自身で修理・修繕した際に出たごみ	
		自己搬入できないごみ	液体（油、塗料、薬品など）エンジン、モーターがついているもの（農機具、リクライニングマッサージ機など）、ピアノ、ポンベ類などの処理できないごみ	
事業系ごみ	収集するごみ	一般廃棄物	家庭のごみと同質のもの。「事業用ごみ袋」に入れて1回の収集につき3袋まで（地元自治会にステーション使用の了解を得る）	
	収集しないごみ	自己搬入できるごみ	一般廃棄物	家庭のごみと同質のもの
			産業廃棄物	木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、陶磁器くず、がれき類
		自己搬入できないごみ	上記以外のごみ	

(2) 収集・運搬体制

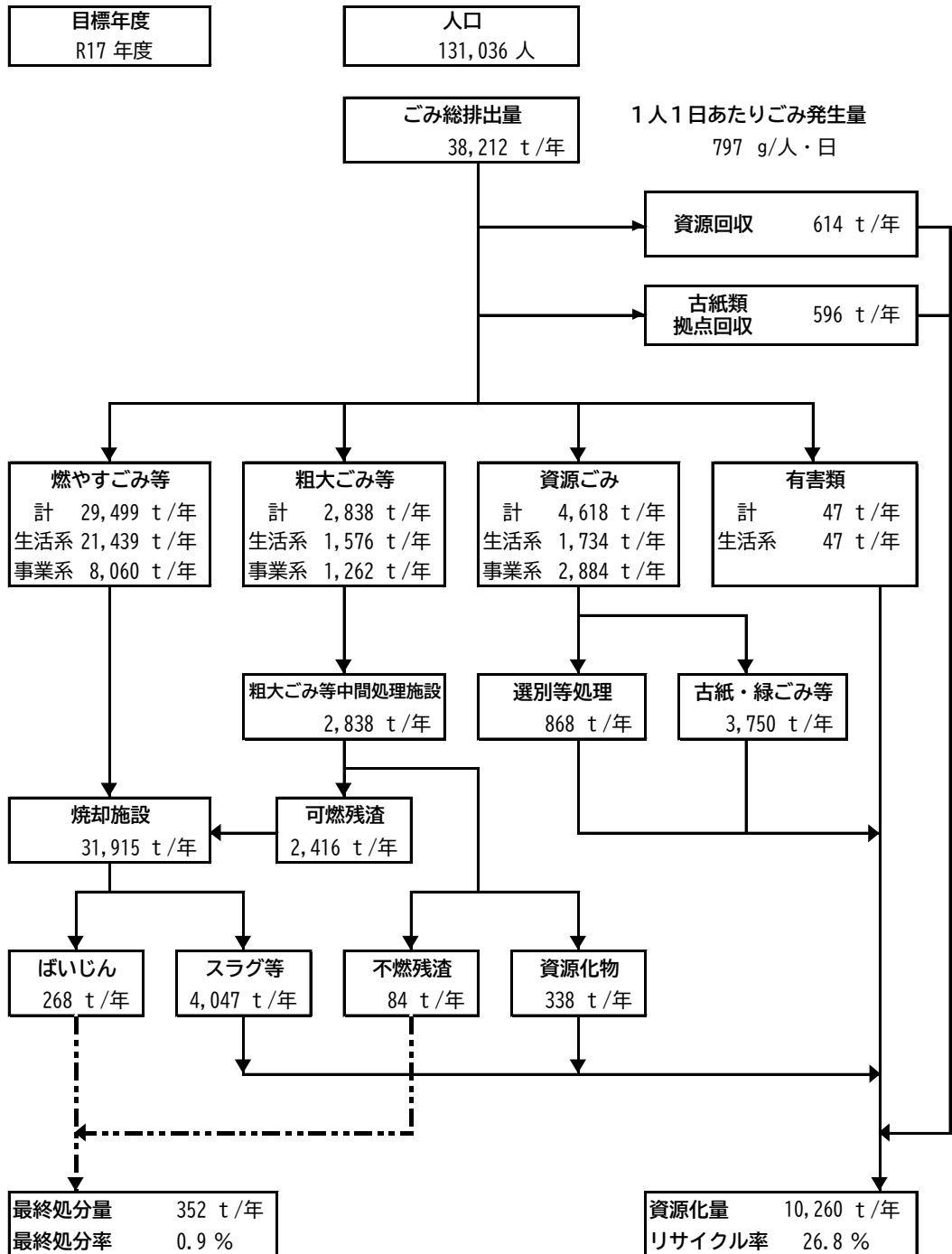
目標年度である令和17(2035)年度における収集・運搬体制は、表4-4に示すとおりであり、現処理体制を維持します。

表4-4 目標年度(令和17(2035)年度)における収集・運搬体制

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	排出方法	備考
燃やすごみ		委託	ステーション収集	週2回	指定ごみ袋	
分別して出すごみ	カン類	委託		月1回	コンテナ(黄)	
	無色・透明のビン				コンテナ(青)	無色・透明のビンの看板
	その他の色のビン				コンテナ(青)	その他の色のビンの看板
	ペットボトル				コンテナ(緑)	
	紙パック				コンテナ(緑)	紙パックの看板
	有害類				コンテナ(赤)	
	カン以外の金物類				コンテナ(黄)	カン以外の金物類の看板
	ガラス・陶磁器類				コンテナ(青)	ガラス・陶磁器類の看板
	粗大ごみ				—	
その他のごみ	透明な袋					
紙類・古着(川島地区のみ)		委託		年10回	ひもで縛る	
緑ごみ		委託	拠点回収	月1~2回	透明な袋又はひもで縛る	
古紙		委託	拠点回収	随時	ひもで縛る	
小型家電		直営	拠点回収	随時	—	
インクカートリッジ		直営	拠点回収	随時	—	
小型充電式電池		直営	拠点回収	随時	—	市民サービスセンター等にて回収

(3) ごみ処理フロー

目標年度である令和 17（2035）年度における本市のごみ処理フローは図 4-5 に示すとおりであり、現処理体制を維持します。



※各値については、見通し表の各値の小数点以下を四捨五入したものであるため、合計値が一部異なる場合がある。

図 4-5 令和 17（2035）年度におけるごみ処理フロー

6 中間処理計画

北清掃センターの概要は表 4-5 に示すとおりです。

現在のごみ処理施設の長寿命化を図るため、計画的な修繕や更新、維持管理を推進します。

焼却施設では、令和 4 年度から令和 7 年度にかけて基幹的設備改良事業を実施しており、管内全域のごみを適正に処理しつつ、温室効果ガス（CO₂）の削減および省エネルギー化を実現します。

また、焼却時の熱を利用した高効率なエネルギー回収（発電）を継続し、ごみの減量による発電効率への影響を考慮しながら、得られた電力の施設内有効利用を維持します。

リサイクル施設は、計画的な修繕や維持管理等を推進して長寿命化を図り、令和 20 年度まで延命化します。

表 4-5 北清掃センターの概要

項目		内容
名称		各務原市北清掃センター
住所		各務原市須衛 2500 番地 1
焼却施設	焼却炉形式	高温ガス化直接熔融炉（シャフト炉式）
	焼却能力	192 トン/日（64 トン/日×3 炉）
	ごみピット	7,000 m ³
	排ガス処理設備	活性炭吹込装置、ろ過式集じん装置（バグフィルタ）、乾式有害ガス除去装置（消石灰・活性炭吹込み）、触媒脱硝反応装置（アンモニア吹込み）
	余熱利用設備	蒸気タービン発電（出力最大 2,400kW/時間） 場内給湯及び冷暖房
	竣工	平成 15 年 3 月
リサイクル施設	粗大ごみ破碎機	34 トン/日
	ビン処理設備	6 トン/日
	カン処理設備	3 トン/日
	ペットボトル処理設備	3 トン/日
	竣工	平成 23 年 3 月

7 最終処分体制

現在、本市のごみ処理施設で中間処理された後のばいじんは、埋立処分（キレート処理後処分委託）又は再資源化処理（委託処理）を行っています。

今後も、最終処分量削減に向けて、受入企業の能力やコストを総合的に考慮しつつ、飛灰の再資源化を推進します。

8 その他ごみの処理に関し必要な事項

「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現に向けて、次の施策を実施します。

(1) 環境市民会議

本市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、環境市民会議において、施策を進捗管理します。

(2) 事業者の協力

簡易包装の実施や再利用可能な商品の採用、再資源化の容易な商品の開発といった消費者の排出抑制に資する事業活動へ協力を呼びかけます。

資源有効利用促進法等の各種リサイクル法に基づく回収、メーカー等による自主回収を促進します。

事業活動に伴って出る廃棄物は、法律により事業者が「自らの責任で適正に処理しなければならない」こととなっています。また、事業者が自ら処理できない場合は、その処理を第三者に委託することとなりますが、その処理を委託すれば処理責任が終了するものではなく、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者が自ら処理しますが、各務原市内の事業者は、生活系ごみの分別区分に準じて北清掃センターへ搬入することを可能とします。

また、事業系ごみの資源化・減量化を推進するため、事業系ごみ排出状況の把握や多量排出業者に対して、計画的な排出抑制対策を図るよう指導していきます。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

ごみ出しガイドブックを定期的に改訂し、分別方法やリサイクルの仕組みを掲載し、外国語版の使用言語の追加を検討します。

自治会が管理するごみステーションにおいて、一部外国語にも対応した注意看板を提供し、警告シールの貼付など、職員による排出時の指導體制を充実します。

また、事業者の排出者責任の適正化を図り、不適正処理事業者への立入検査の実施や県・各務原警察署との連携によるパトロールや不法投棄者の摘発等に努めます。

第5章 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの現状

(1) 食品ロスとは

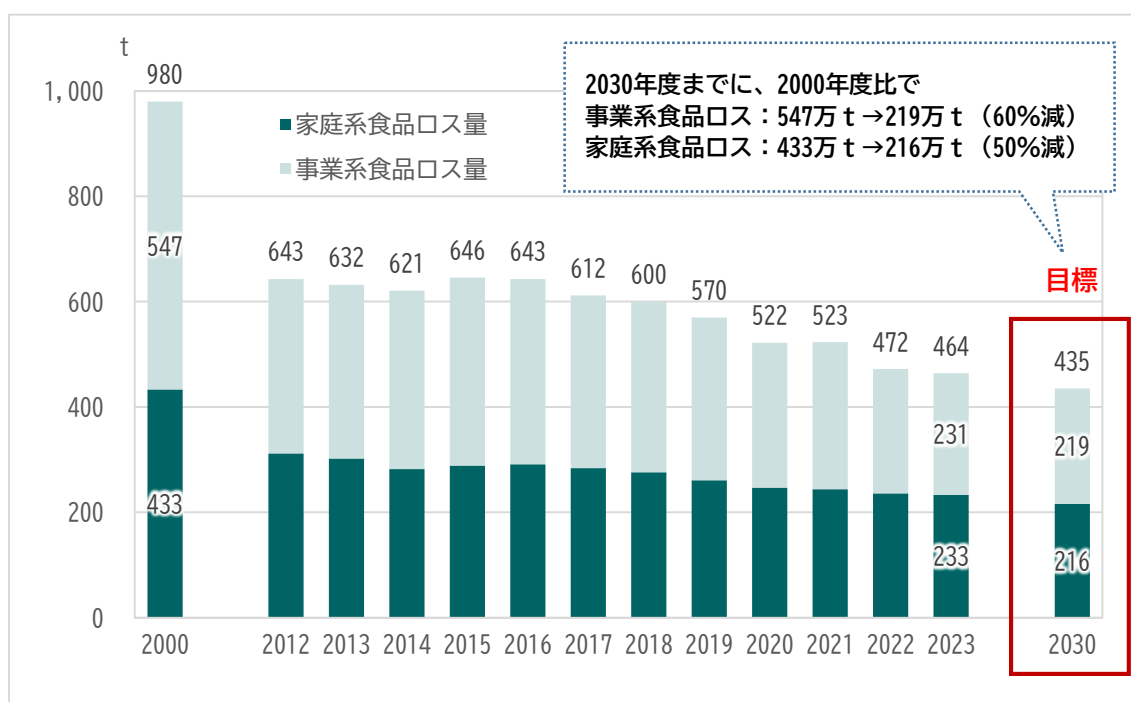
食品ロスとは、「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」をいいます。

食品ロスは、一般家庭における直接廃棄、過剰除去、食べ残しの家庭系食品ロスと、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスに分類されます。

(2) 日本国内の食品ロス発生量の推移と国の削減目標

日本国内の食品ロス発生量の推移は図 5-1 に示すとおりです。

2023 年度は 464 万トンで、一人当たりで換算すると、1 日当たりおにぎり 1 個（約 102g）を廃棄していることとなります。



農林水産省及び環境省 推計（端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある）

出典：消費者庁「2023(令和5)年度食品ロス量推計値の公表について 別添1 食品ロス量の推移と削減目標」

図 5-1 日本国内の食品ロス発生量の推移と削減目標

2 本市における食品ロス発生量の推計

本市における家庭系食品ロス発生量の推計は、図 5-2 に示すとおりです。

令和 5（2023）年度における食品ロス発生量は、家庭系が 2,969 t（59.8%）、事業系が 1,993t（40.2%）と推測されます。

なお、本市の 1 人 1 日当たりの食品ロス量は年々減少しており、令和 5（2023）年度で 93g と推測され、全国値（国民 1 人当たり約 102g）と比較して少ない状況です。

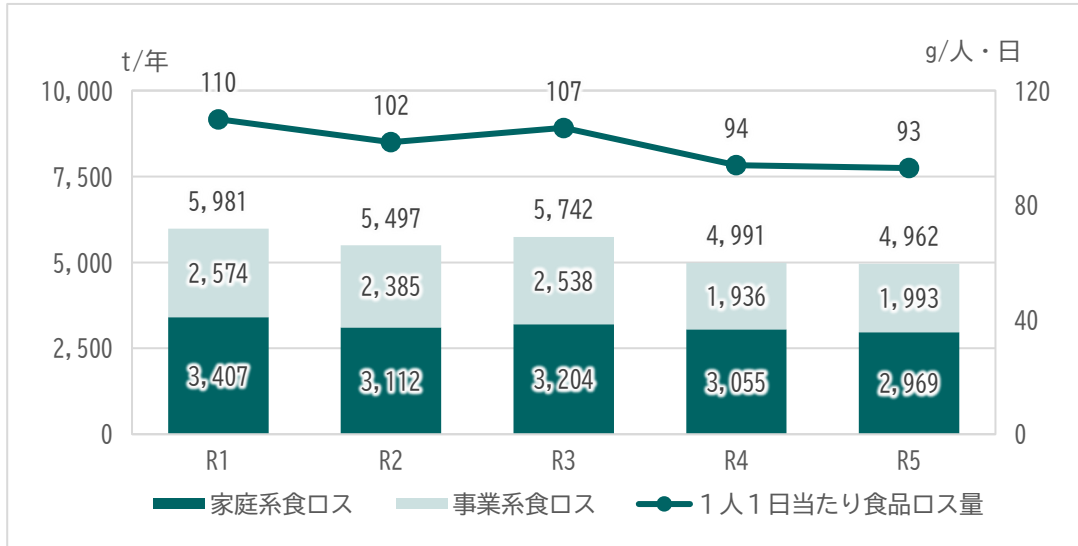


図 5-2 本市における食品ロス発生量の推計

3 食品ロス削減に関する課題の整理

環境省食品ロスポータルサイトにある推計値や、岐阜県が実施した「食品ロスに関する県民・事業者意識調査」の結果から課題を整理し、表 5-1 に示します。

食品ロスの削減は家庭、事業者それぞれに向けた対策が必要です。

表 5-1 食品ロス削減に関する課題

項目	課題
家庭系食品ロス	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系食品ロスの中でも、手つかずの「直接廃棄」が 43.9%と最も多い状況です。 ・食品の「保存忘れ」や「期限切れ」が主な原因であるため、冷蔵庫の整理方法、食品の保存術、そして「てまえどり」などの情報発信を強化し、人々の行動変容を促して食品廃棄の抑制を目指す必要があります。
事業系食品ロス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の 87.7%が食品ロス削減の重要性を認識していますが、原因は製造業の「製造ミス」、卸売業の「期限切れ」、飲食業の「食べ残し」と業種により異なります。 ・現在の対策は「従業員教育」が中心で、フードドライブ**等は未利用食品の安全性の観点などから実施が進んでいません。 ・今後は、消費者への啓発（学校教育、てまえどり啓発）に加え、規格外農産物等を活用する事業者への支援などが行政に求められます。

**フードドライブとは、家庭で余っている食品を、学校・職場・イベント会場・市役所などに設置された回収ボックスに持ち寄る取り組み（回収活動）を指します。

第6章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロス削減推進計画の理念

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継ぐ上で、極めて重要な時期を迎えています。食品ロスの削減は、誰もが取り組める身近な課題であり、その取り組みは、家計・財政負担の軽減、CO₂排出削減、資源の無駄の削減、生物多様性保全、「もったいない」文化の再認識など、多角的なメリットをもたらします。

また、食品ロスの削減に向けて、市民、事業者、行政など多様な主体がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。

そこで本市は、将来にわたり住みよい環境を形成するため、地域の実情を踏まえ、市民、事業者、関係団体、行政など多様な主体がそれぞれの役割と責任を果たし、連携・協働して食品ロスの削減を推進します。食品ロス等の発生抑制、未利用食品等の有効活用、適正な再生利用を通じて、環境への負荷をできる限り低減し、「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現を目指します。

2 食品ロス削減推進計画の基本方針

本市における食品ロスを削減し、「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現するために、市民、事業者、関係団体、行政等の多様な主体と連携し、次の3つの基本方針に沿って取り組みを進めていきます。

① 発生抑制（リデュース）に重点を置いた食品ロスの削減

- ・ 食品ロス問題に関する知識や意識の向上と具体的な行動の実践
- ・ 家庭、事業者等による食品ロス削減の取り組み拡大

② 未利用食品等の有効活用及び適正な再生利用

- ・ フードバンク※活動、フードドライブ等の支援
- ・ 食品リサイクルの研究（食品廃棄物の飼料化、肥料化等）

③ 食品ロス削減推進体制の整備

- ・ 市民、事業者、関係団体、有識者、行政等の多様な主体による連携、協力
- ・ 優良事例等の共有と展開

※フードバンクとは、企業や農業者、そしてフードドライブで集まった食品を引き受け、児童養護施設や生活困窮世帯など、必要としている人々へ届ける組織・団体のことを指します。

3 将来の食品ロス発生量の見込みと計画の目標

本市における将来の食品ロス発生量の見込みは、図 6-1 に示すとおりです。

最終年度（令和 17（2035）年度）は、基準年度（令和 5（2023）年度）より 11.4%削減され、4,396 t と推計されます。また、1 人 1 日当たりの食品ロス量は、横ばいに推移し、最終年度（令和 17（2035）年度）において 92 g と推計されます。

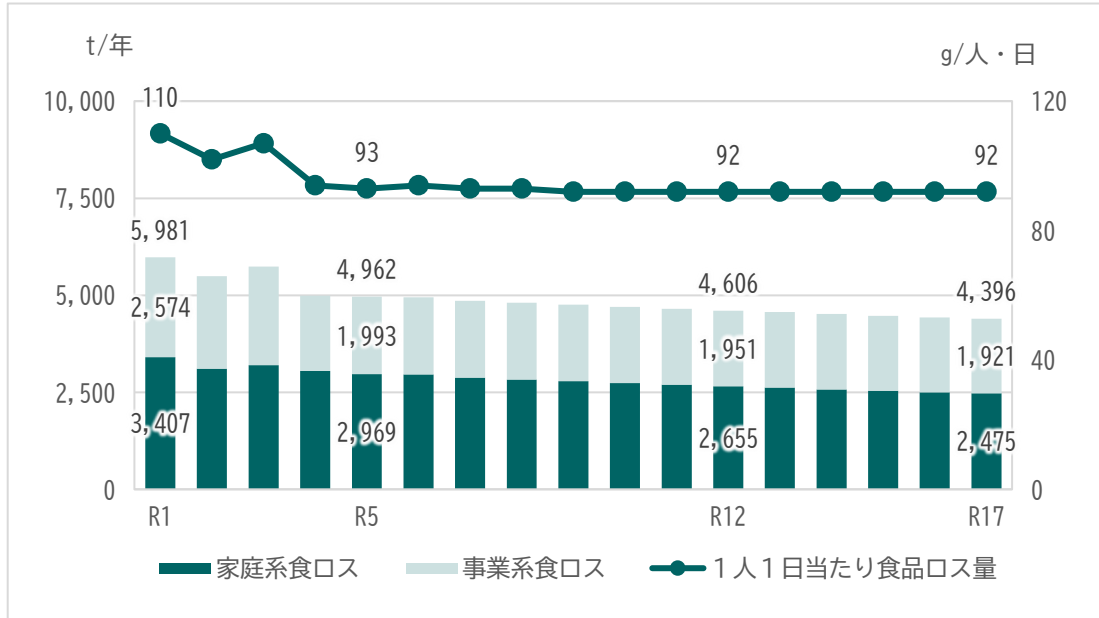


図 6-1 本市における将来の食ロス発生量の見込み

(1) 食品ロス削減推進計画の目標

図 6-1 に示す推計値より、食品ロス発生量を一層減少するため、目標を以下のとおり設定します。

ア 数値目標

項目	現状 令和 5（2023）年度	中間目標（令和 12） 令和 12（2030）年度	最終目標 令和 17（2035）年度
食品ロス発生量	4,962 t/年	4,555 t/年 (8.2%削減)	4,240 t/年 (14.6%削減)
1 人 1 日当たりの食品ロス量	93 g/人・日	91 g/人・日	89 g/人・日

イ 食品ロスの削減に取り組む市民の割合の目標

項目	現状 令和 5（2023）年度	中間目標（令和 12） 令和 12（2030）年度	最終目標 令和 17（2035）年度
食品ロスの削減に取り組む市民の割合	削減行動 3 つ以上 89.5%（岐阜県）	削減行動 3 つ以上 100%	削減行動 5 つ以上 100%

削減行動は表 6-1 に示す。

4 各主体に求められる役割と取り組み

市民と事業者の双方向に連携に加え、行政等との協働を深めることで、食品ロス削減に向けて取り組みます。

(1) 市民の役割

家庭系食品ロスの主な原因である「直接廃棄」の抑制に向け、市民は現状理解のもと各々の生活に応じた食品ロス削減行動を実施し、持続可能な事業者の利用及び行政施策の協力を努めることとします。

市民が実施する食品ロス削減行動事例を表 6-1 に示します。

表 6-1 市民が実施する食品ロス削減行動事例

項目	削減行動の事例
買い物	事前の在庫確認と「てまえどり」の実践、期限表示の正しい理解
食品保存	適切な保存法・冷蔵庫整理の実践と、期限表示の正しい理解
調理	食材の使い切り、適量調理、リメイクレシピの活用
外食	適量注文、「30・10 運動」の実践、食べ残しの持ち帰り検討
活用	食べきれない食品をフードドライブ等に寄付

【参考】消費期限と賞味期限の違い

「消費期限」と「賞味期限」は、食品の期限を示すものですが、その意味と重要性が大きく異なります。

一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。

項目	消費期限	賞味期限
意味	安全に食べられる期限	おいしく食べられる期限
基準	期限を過ぎると、安全ではなくなる可能性が高まります。	期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。
対象	お弁当、生菓子、サンドイッチなど、品質が劣化しやすい（傷みやすい）食品	スナック菓子、カップ麺、缶詰、ペットボトル飲料など、比較的劣化が遅い食品
表示	年月日で表示されます。	年月日、または（製造後 3 ヶ月以上の場合は）年月で表示されます。
対応	期限を過ぎた食品は、食べないようにしてください。	期限を過ぎても、見た目や臭いで個別に食べられるか判断できます。

(2) 事業者の役割

事業者は、業種ごとに異なるロスの発生要因に応じた施策を推進するとともに、市民への啓発や行政施策への協力に努めることとします。

事業者が実施する食品ロス削減行動事例を表 6-2 に示します。

表 6-2 事業者が実施する食品ロス削減行動事例

業種	主な取り組み
共通	社員啓発、情報開示、フードバンク活用、フードシェア等の売り切り工夫
製造業	原料・端材の有効活用、賞味期限の延長・表示大括り化、需要予測の高度化
卸売業 小売業	商慣習（納品期限）の見直し、てまえどり推奨、小分け・予約販売の実施
外食業	選べる量（小盛り等）の導入、「30・10 運動」や「mottECO」の推進

【参考】商習慣見直しの取り組み例

① 納品期限・販売期限の緩和

賞味期限期間を 3 等分する商慣習（3 分の 1 ルール）を見直し、期限に余裕がある食品の廃棄（食品ロス）を削減する。

賞味期限期間を 3 等分する商慣習（3 分の 1 ルール）

納品期限（最初の 1/3）	製造日から賞味期限までの期間の 3 分の 1 を過ぎると、小売店は商品を受け付けない。
販売期限（次の 1/3）	賞味期限までの残り 3 分の 1 になると、小売店は棚から商品を撤去し、廃棄や値引きを行う。
消費期限（最後の 1/3）	消費者が手元で美味しく食べられる期間。

② 賞味期限の大括り化（年月表示化）

表示を「年月」単位にして管理を簡素化し、納品期限切れによる返品等を回避。

③ 賞味期限の延長（安全係数を 80%以上で運用）

安全係数の適正設定（0.8 以上推奨）により賞味期限を延ばし、販売・消費期間を拡大。

④ フードバンクへの余剰食品の寄贈

余剰食品のフードバンクへの寄贈は、生活困窮者の支援になるだけでなく、事業者の廃棄コスト削減と環境負荷の低減にもつながる。

⑤ 30・10（さんまるいちまる）運動と mottECO の推進による相乗効果

宴会開始後の 30 分と終了前の 10 分は席を立たずに料理を楽しむ「30・10 運動」は、その場で完食を目指す「未然防止」の取り組みである。

それに対し、どうしても残ってしまった料理を客の自己責任で持ち帰る「mottECO」は、廃棄を食い止める「事後対策」といえる。

これら「3010 運動」と「mottECO」の両輪を推進することで、食品ロスの「発生」と「廃棄」を段階的に防ぎ、実効性の高い「食べ残しゼロ」を目指す。

(3) 関係団体（消費者団体、NPO等）の役割

関係団体は、行政などと連携し、食品ロス削減の取り組みを実行します。

また、これまでの活動で得た知見やネットワークを活用し、市民や事業者が食品ロス削減の役割を理解し、行動を増やせるよう、取り組みを普及啓発し、拡大・強化に努めることとします。

(4) 行政の役割

行政は、自ら率先して取り組むとともに、関係者と連携して市民や事業者の削減行動を促進・支援します。

行政が実施する食品ロス削減行動事例を表 6-3 に示します。

表 6-3 行政が実施する食品ロス削減行動事例

項目	取り組み事例
広報	SNS や広報紙等を活用し、取組事例や国・県の情報を積極的に発信
教育	食品ロス削減のための出前講座などによる学習機会の提供
連携	事業者等とのキャンペーン実施や、イベントでのフードドライブ開催
育成	活動団体の紹介、食品リサイクルの推進による自発的活動の支援
調査	アンケートや実態調査による現状把握と、それに基づく計画の進行管理

【参考】リメイクレシピ（協力：東海学院大学医療栄養学科）

本市では、東海学院大学医療栄養学科の協力のもと食品ロスを減らすリメイクレシピ集を作成しています。

私たち一人ひとりが食べ物を無駄なく、大切に使うことは、食品ロス、ごみ、地球温暖化などの問題解決につながります。

主食をリメイク！	7品
残りもの野菜をリメイク！	13品
残りものおかずをリメイク！	13品
牛乳・乳製品をリメイク	3品
果物・お菓子をリメイク	8品



5 食品ロス削減推進計画の推進に向けて

本市における食品ロスを削減し、「脱炭素社会」・「循環共生型社会」を実現するために、市民、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体と連携し、次の食品ロス削減推進体制を整備します。

(1) 推進体制の整備

食品ロスの削減については、多岐にわたる分野の施策に位置づけられているため、関係部局等の連携により施策の実行的な推進を図ります。

また、有識者、事業者、関係団体等で構成する環境市民会議を設置し、そこで得られた意見や情報などを適切に施策に反映させるとともに、各主体と連携・協力して施策を実施します。

(2) 計画の進捗管理

本市における食品ロス削減に向けた施策を実効あるものとするため、環境市民会議において、計画の進捗管理をします。

第7章 計画の推進

1 脱炭素社会・循環共生型社会の実現とSDGsの目標達成

本計画では、市民、事業者、関係団体、行政等がそれぞれの役割と責任を果たし、連携して一体となって「脱炭素社会・循環共生型社会」の実現を目指し、SDGsの目標達成につなげていきます。

また、民間業者等と協力し、廃棄物の収集・運搬、処理に伴う化石燃料使用量の抑制などを行い、温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、不法投棄対策等の推進を通じて、森・里・川・海の自然なつながりを支えています。

2 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民、事業者、関係団体、行政の協働が必要です。

また、市民、事業者、関係団体等の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、環境市民会議によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、図7-1に示す「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)のいわゆるPDCAサイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、市ウェブサイト等で公開するとともに、広報等により情報提供を行います。

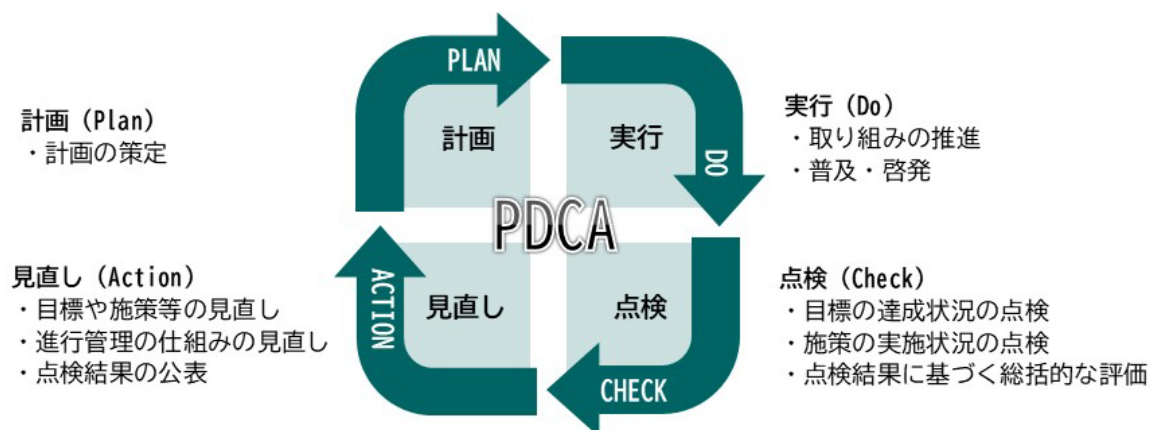


図7-1 PDCAサイクル



この計画書の本文は古紙パルプ配合率 70%・白色度 75%の
グリーン購入法適合商品を使用しています。